

第6次山形県教育振興計画(前期・H27～31) これまでの主な取組みと成果及び課題について

【平成30年12月20日時点】

この資料は、「6教振」の10の基本方針に基づく20の主要施策とその取組みにより得られたこれまでの成果及び課題などについて、事務局で整理したものです。

取組みの成果及び課題については、これまでの教育懇話会において頂戴した御意見や、各施策担当課による自己評価などを踏まえ、記載しております。

目 次

第6次山形県教育振興計画（前期・H27～31）

これまでの主な取組みと成果及び課題について

基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

- 主要施策 1 「いのちの教育」の推進 1
- 主要施策 2 思いやりの心と規範意識の育成 3
- 主要施策 3 生命の継承の大切さに関する教育の推進 7

基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

- 主要施策 4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進 10
- 主要施策 5 豊かな心の育成 12
- 主要施策 6 健やかな体の育成 15

基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

- 主要施策 7 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成 21

基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

- 主要施策 8 変化に対応する実践的な力の育成 31
- 主要施策 9 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成
～体系的なキャリア教育の推進と若者の県内定着・県内回帰の促進～ 41

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

- 主要施策 10 特別支援教育の充実 45

基本方針Ⅵ 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

- 主要施策 11 信頼される学校づくりの推進 50
- 主要施策 12 時代の進展に対応した学校づくりの推進 60
- 主要施策 13 私立学校の振興 64

基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

主要施策 14 郷土愛を育む教育の推進 66

主要施策 15 山形の宝の保存活用・敬称 69

基本方針Ⅷ 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する

主要施策 16 学校と家庭・地域との連携・協働の推進 73

基本方針Ⅸ 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

主要施策 17 青少年の地域力発揮 76

主要施策 18 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実 79

基本方針Ⅹ 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する

主要施策 19 生涯スポーツの推進 84

主要施策 20 競技スポーツの推進 86

基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

自らの生命と存在を大切に思える気持ち（自尊感情）を育て、同時に他の人の生命と生き方を尊重する人間を育成するため、「いのちの教育」を学校・家庭・地域が力を合わせて推進します。

また、少子高齢化を伴う急激な人口減少の進行が予想される中、県勢発展の基礎は「人」であるとの認識のもと、山形県を未来に向けて維持・発展させていくため、先人から祖父母、親、そして自分へと受け継がれてきた生命を大切にし、新たな生命を育み、次の世代にしっかりとつないでいくことの大切さを教えていきます。

主要施策 1 「いのちの教育」の推進

自らの生命と存在を大切に思える気持ち（自尊感情）を育て、同時に他の人の生命と生き方を尊重する人間を育成する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- ① 「手引き」作成による系統的な「いのちの教育」の推進・・・・・・・・・・【総務課】
- ② 学校における「いのちの教育」の実践
ア小・中・高一貫して取り組む実践プログラムの改訂・活用・・・・・・・・【義務教育課】
イ教師用指導資料「性といのちの学習」の手引きの改訂・活用・・【スポーツ保健課】
ウ各小・中・高校での取組みを展開・小中高連携・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
エ各高校で、社会での自立を想定した、将来の生き方を考えさせる学習【高校教育課】
- ③ 家庭における「いのちの教育」の実践・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- ④ 地域における「いのちの教育」の実践・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【①】「手引き」作成による系統的な「いのちの教育」の推進

- 5 教振から継続して各学校で「いのちの教育」に取り組んできた成果を踏まえ、「手引き」を、各小・中・高校で参考にできる「実践事例集」の形で作成し、県のホームページに掲載するとともに、教育センターの中堅教諭等研修等で活用してきた。
- 「実践事例集」を活用して、各学校の中堅教諭等を中心に、「いのちの教育」に関する優れた事例を周知することで、各学校や地域の実情や特色に応じた取組みを促進することができた。
- 新学習指導要領で教科化された「道徳科」や今日的な課題である「人権教育」、また「生命をつなぐ教育」にかかわる取組みについては、各学校でも試行錯誤を重ねているところであり、今後もさらに事例を収集するとともに周知・普及を図る必要がある。

【②-ア】小・中・高一貫して取り組む実践プログラムの改訂・活用

- 関係課、各教育事務所担当等による「道徳及び『いのち』の教育推進協議会」実務者会議において、実践事例について情報収集するとともに、新学習指導要領に則した教育プログラムの改訂作業を進めている。（平成30年度改訂予定）
- 「実践事例集」の活用により、校種の特色を生かした系統性のある取組みを周知することができた。
- 今後、新学習指導要領に則した教育プログラムについて周知する必要がある。

【②ーイ】教師用指導資料「性といのちの学習」の手引きの改訂・活用

- 手引きの活用を促すとともに、活用状況と改訂に向けた課題について実態把握を行った。
- 手引きを活用した教育は実践されている。
- エイズ・性感染症の指導について、日本学校保健会より発行された教師用指導資料等の内容を踏まえた手引きの改訂が必要である。

【②ーウ】各小・中・高校での取組みを展開・小中高連携

- 関係課、各教育事務所担当等による「道徳及び『いのち』の教育推進協議会」実務者会議において、各学校が取り組んでいる「いのちの教育」の実践事例を収集・周知している。
- 「実践事例集」等の活用により特色ある実践事例が周知され、各学校・地域の実情に応じた取組みを促進することができた。
- 「いのちの教育」のねらいを明確にし、計画的・継続的な活動を推進する。

【②ーエ】各高校で、社会での自立を想定した、将来の生き方を考えさせる学習

- 各高校がそれぞれの教育目標や生徒や学校の実態に応じた「道徳教育全体計画」を年度当初に作成し、あらゆる教育の場を通して、将来の生き方を考えさせる学習を展開した。
- 新学習指導要領の実施へ向け、高校における「道徳教育推進教師」を位置付けることにより、家庭や地域社会との連携を含め、更なる指導の充実が求められる。その意味でも、道徳教育指導者養成研修への積極的な参加を促していく必要がある。

【③④】家庭における「いのちの教育」の実践、地域における「いのちの教育」の実践

- 親が子どもを慈しむことの大切さ等を振り返る機会として、「幼児共育ふれあい広場」「やまがた子育て講座」等の家庭教育の大切さを学ぶ機会が多く創出されるよう、市町村を支援してきた。
- 家庭教育支援に関する講座等の実践事例を紹介し、各市町村での講座等の取組に関する情報交換がなされている。各市町村の課題に照らした特色ある活動が展開されている。
- 子どもの発達や社会的課題等の保護者を取り巻く状況も変化するため、家庭教育にかかる支援に対するニーズは途絶えることはない。したがって保護者に対する支援は、引き続き継続的に行われなければならない。

関連データ（◇）

- ◇児童生徒の自分自身や他者との関わりに関する意識
 - ・「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」（全国学力学習状況調査）
小：79.0%（H26）→86.4%（H29）、中：71.4%（H26）→83.0%（H29）
 - ・「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」（全国学力学習状況調査）
小：88.2%（H26）→86.2%（H29）、中：73.7%（H26）→75.5%

主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

道徳や人権に関する教育を充実するとともに、学校と家庭・地域が連携し県民が一丸となっていじめ防止に向けた取組みを推進する。

また、生徒指導・教育相談体制の充実を図る。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 道徳教育・人権教育の充実
 - ①山形県読み物資料集等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ②「道徳の教科化」への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ③山形県人権教育推進計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ④学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進・・・・・・・・・・【義務教育課、総務課】
- 2 いじめ防止に向けた取組みの推進
 - ①いじめ防止に向けた総合的な対応・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、総務課】
 - ②社会全体での取組み・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、総務課、生涯学習振興室】
 - ③学校における取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ④県教育委員会における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
- 3 生徒指導・教育相談体制の整備充実
 - ①各学校における組織的・計画的な生徒指導の推進・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ②教育相談体制や学習支援体制の整備・強化・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ③関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、総務課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1-①】山形県読み物資料集等の活用

□道徳教育地域支援事業の指定校において山形県読み物資料集の活用を図り、その成果を連絡協議会等で発信してきた。また、初任者研修の県教育センター研修や教育事務所研修、中堅教諭等資質向上研修の授業研修等で山形県読み物資料集を教材として扱い、活用を図ってきた。

○山形県読み物資料集を活用して「生命の尊さ」「克己と強い意志」について考えを深めるなど、児童生徒の成長段階等に合わせた多様な活用が見られた。

●教科用図書導入後も、学習指導要領で示されている「多様な教材」として山形県読み物資料集を活用し、授業の充実を図っていく。

【1-②】「道徳の教科化」への対応

□各地区で小・中学校教育課程説明会を開催し、文部科学省による行政説明の伝達や新学習指導要領の趣旨の周知、各校の実態調査等を行ってきた。また、評価の在り方等をリーフレットにまとめ、教科化の趣旨の理解を促進してきた。

○各教育事務所と市町村教育委員会が連携し、道徳科の評価について共通理解を図って教科化に対応した。

●今後も、学習指導要領の趣旨に則った評価ができるよう、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を丁寧に把握していく。

【1-③】山形県人権教育推進計画の策定

- 平成28年3月に「山形県人権教育推進方針」を策定し、人権を尊重する意欲や態度、行動力等を育んできた。
- 人権教育研究推進事業の指定校における取組みを周知し、人権教育を充実させることができた。
- 今後も、家庭・地域・学校が連携し、人権に関する資質・能力（情動的な側面、知識的な側面、技術的な側面）を育成する。

【1-④】学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進

- “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動等と連携し、いじめ問題や人権教育に関する教育の充実、社会的気運の醸成に努めてきた。
- 人権問題の一つである「いじめ」について、県いじめ防止基本方針の改定を踏まえた対応を充実させ、積極的ないじめの認知につなげることができた。
- 異校種、地域の人と学ぶ活動の工夫により、人権教育のより一層の充実を図る。

【2-①】いじめ防止に向けた総合的な対応

- 「山形県いじめ問題審議会」を開催し、県いじめ防止基本方針に基づき、関係機関が連携した取組みについて検討を行ってきた。
- 関係部局、関係機関・団体と連携していじめ問題に組織的・総合的に対応するため、山形県いじめ防止基本方針の改定を行った。
- 県教育委員会と市町村教育委員会、各学校、PTA、その他関係各機関と連携し、実効性のあるいじめ防止の取組みについて審議することができた。
- 山形県いじめ防止基本方針の改定にあたり、担当からの説明会や文部科学省初等中等教育局児童生徒課長を招聘しての行政説明会等を開催したことが、いじめの定義の周知につながった。
- 国及び県のいじめ防止基本方針改定を踏まえ、各学校における基本方針の見直しと実効性のある取組みを促進する必要がある。
- 国及び県のいじめ防止基本方針改定を踏まえ、各学校における基本方針の見直しと実効性のある取組みを促進する必要がある。
- 具体的な連携の在り方を示していく必要がある。

【2-②】社会全体での取組み

- 県PTA連合と協議しながら、山形方式ネットモラル講習会カリキュラムを作成した。
- 山形県青少年育成県民会議や関係部局と連携し、いじめや非行防止につながる情報等を必要に応じて関係各課へ通知し、周知を図った。
- 各学校において、PTA主催のネットモラル講習会等が開催されるようになった。県内全ての公立学校が、既存の地域との連携組織等を活用し、「いじめのない学校づくり運動」を展開している。学校と地域が連携・協力し、いじめから子どもを守る県民運動の気運を醸成するとともに、いじめの未然防止を目指した体制づくりが進んでいる。
- 社会教育関係各課や団体等と連携し、情報共有ができた。
- ネットモラルやSNSに関する教職員や保護者の理解を促進させていく必要がある。

- 今後も継続して、情報の発信、共有を図っていく。

【2-③】学校における取組み

- 各地域で児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の取組みを行った。
- アンケートの共通様式化やいじめ対策に関する点検表の作成など、校種の枠を超えて共通化できるものは統一し、学校間の接続も視野に入れながら、いじめ対策を講じた。
- いじめサミットや小中連携した取組等、各学校での児童生徒の主体的な取組が行われた。
- いじめの積極的認知が進みはじめ、教員のいじめ問題に対する感度も高まってきている。
- 最上地区で実施してきた「魅力ある学校づくり調査研究事業」と、3つの推進地域で進めてきた「居場所づくり・絆づくり・体制づくり」の取組みを連動させ、県全体に広めていく。
- いじめ認知ゼロの学校を減らしていくことが課題である。

【2-④】県教育委員会における支援

- 各教育事務所に専門家等で構成するいじめ解決支援チームを設置し、市町村教育委員会と連携しながら、小・中学校におけるいじめ解決の支援を行った。
- 山形県いじめ防止基本方針を改定し、各学校におけるいじめ防止基本方針についても高校教育課主催のいじめ防止対策研修会を開催した。
- いじめ問題対策に係る各学校への財政的支援（報償費、費用弁償）や年1回のいじめ防止研修会等の開催を行った。
- いじめ解決支援チームの青少年指導担当やエリアSSWが、各学校でいじめの講演を行ったり、重大な事態に発展しそうないじめに対する助言・指導等を行ったりすることで、未然防止・早期発見・早期対応に効果を上げた。
- 県教委と各学校がいじめ防止対策基本方針について、共通認識を持ったうえで、より具体的で実効性のあるものに、各高校が見直しを行うことができた。
- 各学校のいじめ問題への感度が高まってきている。特にいじめ防止研修会では、重大事態への対応のシミュレーションや保護者対応のあり方についてグループ討議する等、講師を招聘した具体的な取組みを継続し、高評価を得ている。
- 重大事態に対する支援や連携の在り方を検討していく必要がある。

【3-①】各学校における組織的・計画的な生徒指導の推進

- いじめ・不登校未然防止推進事業の中で、教育事務所ごとに連絡協議会を開催し、望ましい人間関係づくりや教員の対応能力を高めるための研修会等を実施してきた。
- いじめ防止リーフレットを作成し、全小中学校の児童生徒に配布した。データ配信も行ったことで、各学校で使いやすいようにアレンジして使用できた。いじめの定義の周知や積極的認知に役立っている。
- 問題を起こしそうな児童生徒を念頭において行われる問題対応型の治療的予防について効果的に進められてきたが、当面の問題のみならず将来の問題にも対応できるよう

児童生徒自らが問題の回避や解決を図るよう促す教育的予防について、さらに実践していく必要がある。

【3-②】教育相談体制や学習支援体制の整備・強化

- 小学校20校に子どもふれあいサポーターを、すべての中学校にスクールカウンセラーまたは教育相談員を配置した。(一部の中学校はエリアカウンセラーによる対応)また、4教育事務所にエリアスクールソーシャルワーカーを配置、9市町にスクールソーシャルワーク・コーディネーターを派遣することで、スクールソーシャルワーカーによる相談体制を整備・強化した。
- スクールカウンセラーを全県立高校に配置している。
- 24時間子供SOSダイヤル事業等を実施している。新たにSNS等を活用した教育相談体制を構築した。
- チーム学校の一員として、心理や福祉等の専門性を生かした取組みを推進することで、諸課題の早期発見・適切な対応につながっている。
- 県教育センターと連携を図りながら、情報を共有している。
- 小中学校の連携を密にし、不登校や問題行動等の未然防止のための取組みを推進する必要がある。
- 教育相談体制の整備について、高校ではSNS等を活用した相談体制構築事業の試行に入った。試行の成果や課題を分析しながら、今後のいじめ防止対策の一環として検討や改善を図っていく必要がある。

【3-③】関係機関との連携強化

- 警察や児童相談所、山形県青少年育成県民会議等の関係機関と連携し、問題行動の未然防止と健全育成を推進した。
- 県警、若者活躍男女共同参画課、いじめ非行をなくそうやまがた県民会議等と様々な取組みにおいて、連携を図っている。
- 各地区の学校警察連絡協議会を母体にして、学校と警察の協力による街頭巡視等が積極的に行われている。
- 学校警察連絡協議会を通して、学校と警察の一層の情報共有と共通認識を図っていく必要がある。
- 年々、特別な配慮を要する生徒への対応や家庭環境の面で支援が必要な家庭が増えていることから、高校におけるスクールソーシャルワーカーの制度化や現行のスクールカウンセラー派遣事業の拡充が課題となっている。

関連データ (◇)

◇いじめの状況改善

- ・いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合 (文科省問題行動等調査)
公立小・中・県立高・特支：72.2% (H25) →97.7% (H28)

| 主要施策 3 生命の継承の大切さに関する教育の推進 | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 自分が受け継いだ大切な生命を、次世代につないでいくことの意味を知り、どうつないでいくかを学ぶ、生命の縦糸を次の世代に伝えていく教育を推進する。 | |
| 主な取組みと担当課（室）等 | 【担当課（室）等】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせる教育の実施【義務教育課、高校教育課】 ② 性といのちの教育の着実な実施・・・【義務教育課、高校教育課、スポーツ保健課】 ③ 次代の親としての意識の醸成・・・【義務教育課、高校教育課、生涯学習振興室】 ④ 地域全体による子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】 ⑤ 関係部局と連携した少子化対策の推進・・・【義務教育課、高校教育課、生涯学習振興室】 ⑥ 部局横断による人口減少対策の推進・・・【義務教育課、高校教育課、生涯学習振興室】 | |
| これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●） | |
| <p>【①】次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせる教育の実施</p> <p>□学級活動や児童会・生徒会での議論等を通して、深く考え、決めたことを実行することを経験させる。</p> <p>□平成28年に「生命を次代につなぐ意識啓発事業シンポジウム in 東桜学館」を高校生を対象に実施した。事前に行った高校生の意識調査をもとに、県内高校生の結婚観や子育てについてデータをもとに説明した後、東根市子育て健康課、東根市ひがしね保育所所長、子育て中の母親がシンポジストとなり意見交換を行った。更に高校生が将来のイメージや今の自分にできることについて発表した。</p> <p>○児童会・生徒会が地域と連携した社会参画活動が多く、多くの学校で推進されている。</p> <p>○将来結婚や子どもを持ったり、社会の一員として子育て支援に携わったり、参加した高校生に将来の生き方を考えてもらう機会となった。</p> <p>●話し合いを通して児童生徒の合意形成を図り、児童生徒の主体性を喚起していく必要がある。</p> <p>●効果的な活動であるが、すべての県立高等学校による実施は予算的に厳しいため実施が困難である。</p> <p>【②】性といのちの教育の着実な実施</p> <p>□学級活動や児童会・生徒会活動で男女が互いの良さを認め合いながら協力して取り組む活動を取り入れている。</p> <p>□教科・領域と関連を図りながら、性といのちの教育の推進を図った。</p> <p>□性・エイズに関する指導の実施を促すとともに、指導の実態把握を行った。</p> <p>○性・エイズに関する指導の実施校は増加した。</p> <p>○各県立高等学校では、講師を招聘しての講演会の実施や、家庭科の授業の中で取り扱うなどして、性に関して主体的に判断し、適切に行動するにはどうしたらよいか、考える機会をつくった。</p> <p>●思春期の性教育について更に積極的に推進していく。</p> <p>●講演会等は各学校の実状に応じて開催している。家庭科の授業では、これまで実施してきた言語活動や、実践的体験的な活動の研究を更に深めていく必要がある。</p> | |

- エイズ・性感染症の指導について、日本学校保健会より発行された教師用指導資料等の内容を踏まえた手引きの改訂が必要である。

【③】次代の親としての意識の醸成

- キャリア教育で将来の自分の在り方について考えるとともに乳幼児との触れ合い交流の機会を積極的に設定している。
- 平成27年末に「生命を次代につなぐ意識啓発事業高等学校家庭科実践事例集」を作成し、平成32年度までにすべての高等学校の家庭科の授業で活用することを目標とした。
- 「山形教育の日」のPTA指導者研修会において、優良PTA表彰団体の事例発表や講演会を実施した。
- 技術・家庭科の授業で、幼児とのふれあい交流を進め、児童生徒が遊具や教材を作成し、幼稚園・保育園を訪問している。
- 県独自の「家庭科実践事例集」活用推進を目的に、家庭科教員対象とした講習会を実施したり、様々な活用の場面での実践事例集の紹介を行ったりするなど、活用の推進を図った。
- PTA指導者研修会で親子での取組みの実践や家庭教育に関する話題を提供することで、親や家族の果たす役割の大切さについて考える機会を提供することができた。
- 親になる者としての自覚を促すような教育をより一層、推進していく。
- 自分が受け継いだ大切な生命を、次世代につないでいくことの意味を知り、どうつないでいくかを学ぶ、生命の縦糸を次の世代に伝えていく教育の重要性を示しながら、草の根的な声掛けをして活用を進めていく必要がある。
- 今後も継続して、親子の触れ合いや家族に関する話題を機会あるごとに提供していく。

【④】地域全体による子育て支援

- 祖父母や地域の方に家庭教育に関する学習機会を提供することを目的とした補助事業を立ち上げた。
- 市町村のニーズは決して多いものではなかったが、地区での具体的な取組として実現したところもあった。
- 子育て支援センターにおける保護者等への支援状況を把握し、家庭教育支援として補完できる領域等を探りながら、切れ目のない支援を保護者に提供していく必要がある。

【⑤】関係部局と連携した少子化対策の推進

- 子育て推進部からの依頼を受け「やまがた子育て応援プラン」の事業評価を行ってきた。
- 子育てするなら山形県推進協議会に出席し、関連する事業について説明した。
- 子育て支援に関わる関係部局と連携して、「放課後子ども総合プラン」の推進を図った。
- 教育庁で主管する「放課後子ども教室」の普及が図られた。
- 義務教育課事業の本来の目的と少子化対策との関連付けが難しい。
- 今後も関係部局と連携を密にし、「放課後子ども教室」の普及だけでなく、総合的な放

課後対策を検討していく必要がある。

【⑥】部局横断による人口減少対策の推進

- 子育て推進部からの依頼を受け「やまがた子育て応援プラン」の事業評価を行ってきた。
- 子育てするなら山形県推進協議会に出席し、関連する事業について説明した。
- 子育て支援に関わる関係部局と連携して、「放課後子ども総合プラン」の推進を図った。
- 就職支援事業において、「山形県高等学校就職指導連絡会議」を開催し、労働局やハローワーク、雇用対策課、総合支庁、若者就職支援センター、障害者職業センター、各高等学校の進路担当者が一堂に会し、関係機関と連携した就職支援を図るとともに、未内定者に対する個別支援策の検討などの意見交換、協議を行った。
- キャリア教育推進事業「担い手育成プロジェクト事業」において、農業科 17 名、工業科 29 名、水産科 4 名、合計 50 名の生徒が、それぞれの学科で学ぶ専門分野に関連する事業所、農家等において、10 日～14 日間程度の中長期インターンシップに参加した。また、「山形未来の産業キャリアサポート事業」において、建設・土木分野及び製造分野を学ぶ生徒への技術講習会や若手技術者との意見交換会（魅力学習会）等を開催した。(H29)
- 関係機関と連携した就職支援の取り組みにより、平成 30 年 3 月高等学校卒業者の就職内定率は 5 年連続で 99% を超える大変良好な結果となった。
- 生徒及び教員のアンケート結果によると、事業終了後、全ての生徒に進路意識や学習意欲の向上が見られるようになったと回答しており、中長期インターンシップの受入事業所アンケートにおいては、地域の産業担い手の育成のため、事業を継続してほしいとの回答を得ている。
- 内定率・求人倍率ともに着実に改善しているが、進路のミスマッチをなくし、より県内定着につなげる取組が必要である。

関連データ (◇)

- ◇不登校児童生徒の出現率（児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸問題に関する等調査）
小：0.28%（H25）→0.40%（H29）、中：2.28%（H25）→2.69%（H29）
- ◇幼稚園・保育所・小学校の教員同士の授業参観や情報提供などの交流（定期調査）
75.6%（H25）→83.1%（H30）
- ◇地域の行事に参加している児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）
小：86.3%（H26）→80.9%（H30）、中：59.0%（H26）→59.1%（H30）
- ◇本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合
平成 28 年度活用率・・・78.8% 平成 29 年度活用率・・・78.8%

基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

豊かな心と健やかな体は、人が社会を生きぬくために欠かせない基盤です。豊かな感性と規範意識、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力など身に付けさせるため、家庭教育や幼児教育を充実させるとともに、自然や動植物との触れ合い、感性を揺さぶる体験、読書活動などを充実させます。

生涯を通して健康で生き活きと生活することができるよう、健康管理能力の向上、望ましい食習慣の確立、体力・運動能力の向上を通して、健やかな体を育成します。

主要施策4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

親が子どもの発達段階に応じた家庭教育について学ぶ場を提供するとともに、社会全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。

また、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与する幼児教育の充実を図る。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 家庭教育の充実
 - ①社会全体で家庭教育に取り組む気運の醸成・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②幼児共育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ③子どもの発達に応じた親等への学習機会の提供・充実・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ④地域における家庭教育支援者の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ⑤学習の機会が届かない親に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ⑥次代の親としての意識の醸成（主要施策3再掲）【義務教育課、高校教育課、生涯学習振興室】
- 2 幼児教育の充実
 - ①幼稚園教員・保育士等の教育力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ②幼保小の連携促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ③幼児共育の推進（主要施策4—1②再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1—①②③】社会全体で家庭教育に取り組む気運の醸成、幼児共育の推進、子どもの発達に応じた親等への学習機会の提供・充実

- 「やまがた子育て講座」「幼児共育ふれあい広場」「家庭教育出前講座」等により、親の家庭教育について学ぶ機会の創出を継続して支援してきた。また、「子どもの生活習慣に関する指針」を策定したり、「子どもの生活リズム向上山形県フォーラム」を実施したりして、学校・家庭・地域が一体となり子どもの成長を見守っていかこうとする気運の醸成を図った。
- 「子どもの生活習慣に関する指針」を具現化するための「やまがた子育て5か条」を活用した学習の機会、県家庭教育アドバイザーの専門性を活かした保護者に対する学習の機会を多く持つことができた。
- 子どもの発達や社会的課題等の保護者を取り巻く状況も変化するため、家庭教育にかかる支援に対するニーズは途絶えることはない。したがって保護者に対する支援は、引き続き継続的に行われなければならない。

【1-④⑤】地域における家庭教育支援者の育成、学習の機会が届かない親に対する支援

□天童市と東根市の協力により、公民館を拠点とした家庭教育支援の在り方に関するモデル研究を実施した。

○放課後子ども教室の機会をとらえたアウトリーチ支援や地域人材による環境づくりを施した相談室運営等、それぞれの地域の実態や特色を反映した支援策の在り方に関する先行事例として効果を検証することができた（平成27年度終了）

●子どもをもつ親が、地域の先輩等から直接学ぶ機会として意義深い取組でもあったが、地域人材を活用することに起因する課題も見られた。

【1-⑥】次代の親としての意識の醸成（主要施策3-③参照）

【2-①】幼稚園教員・保育士等の教育力向上

□幼児教育を担う幼稚園教員・保育士等の教育力向上を図り、合同研修会などの研修を推進してきた。

○幼稚園教員・保育士等の合同研修会では、教育力の向上を図る内容を充実することができた。

●幼稚園教員・保育士などが施設の相互訪問をする研修の機会を充実させる必要がある。

【2-②】幼保小の連携促進

□幼稚園・保育所等及び小学校の教員同士による連携が図られてきた。

○幼稚園・保育所等及び小学校における子供の成長と学びが円滑に接続できるよう、幼保小の連携を強化することができた。

●幼稚園教育要領や保育所保育指針などの改定を受け、幼保小の連携をさらに強化できるような研修が必要である。

【2-③】幼児共育の推進（主要施策4-1-①②③参照）

関連データ（◇）

◇幼稚園・保育所・小学校の教員同士の、授業参観や情報交換などの交流（定期調査）
75.6%（H25）→83.1%（H30）

◇家庭教育講座等を実施した市町村 33市町村（H25）→ 33市町村（H29）

主要施策5 豊かな心の育成

読書活動や文化芸術活動を推進するとともに、自然や地域の中での様々な体験活動、奉仕活動を充実することにより、表現力や思考力、想像力を培い、豊かな感性や人間味あふれる心、思いやりの心を育み、社会性や協調性を育成する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 読書活動の推進
 - ①学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進・・・【義務教育課、生涯学習振興室】
 - ②新たな県計画の策定による読書活動の推進・・・【生涯学習振興室、義務教育課】
- 2 文化芸術活動の推進
 - ①児童生徒の文化芸術活動の活性化・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ②優れた文化芸術に触れる機会の提供・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ③次期「やまがた文化振興プラン」を踏まえた
施策の推進・・・・・・・・・・【生涯学習振興室、義務教育課、高校教育課】
 - ④ふるさと塾の取組みの推進（主要施策 15(1)参照）・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- 3 様々な体験活動・奉仕活動の充実
 - ①体験活動等による多様な取組事例の収集・実践・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ②学校と家庭・地域が連携した体験活動の推進・・・・・・・・・・【義務教育課】
 - ③地域における様々な体験活動への
参加促進・・・・・・・・・・【生涯学習振興室、義務教育課、高校教育課】
 - ④社会教育施設の体験型イベントの充実・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1-①】学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進

- 学校における「読育」を推進するため、学校ボランティアによる読み聞かせや、全校一斉読書を推進してきた。
- 学校図書館への人的配置や図書館改造など施設設備の充実が促進され、児童・生徒にとって、図書館（図書室）をよく利用できる環境になっている。

【1-②】新たな県計画の策定による読書活動の推進

- 「第3次山形県子ども読書活動推進計画」を策定（平成29年3月）した。
読育推進連携講座を県内4地区での開催に拡大することができた。
- 第3次計画を策定し、本県における子供の読書活動の推進に関する施策の方向や取組みを示すことができた。
- 市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定が進み、市町村における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に実施しようという気運が高まっている。
- 地域で読み聞かせ活動を行うボランティア団体へ、読書活動の推進や実務内容に関すること等、ニーズに配慮した研修の機会を提供することができた。
- 今後も、子供の自主的な読書活動に関わる取組みを推進し、また施設・設備その他諸条件の整備・充実を図る必要がある。
- 策定に至らない市町村の状況を把握し、策定に求められる支援の在り方を研究する必要がある。

【2-①】児童生徒の文化芸術活動の活性化

- 中学校における芸術文化の普及及び振興を図るために、山形県中学校文化連盟が事業を実施する場合に要する経費に対して、補助金を交付してきた。

【2-②】優れた文化芸術に触れる機会の提供

- 小中学校音楽教室支援事業により、小・中学生に地元の優れた音楽を鑑賞する機会を提供するため、山形交響楽団による音楽鑑賞教室について、通常料金の一部を山形県市町村総合交付金として市町村へ助成してきた。

【2-③】次期「やまがた文化振興プラン」を踏まえた施策の推進

- 小・中学校教育課程編成・学習指導方法改善充実事業による「伝統や文化に関する教育の充実」や小中高大連携プログラム事業による郷土学習を取り入れた英語教育の推進を掲載した。

【2-④】ふるさと塾の取組みの推進（主要施策15（1）参照）

【3-②】学校と家庭・地域が連携した体験活動の推進

- 各学校において、家庭・地域と連携しながら、伝統芸能の継承やボランティア活動など、地域の実情に応じた様々な体験活動に取り組んでいる。
- 地域の行事に参加している児童・生徒の割合が高い。

【3-③】地域における様々な体験活動への参加促進

- 放課後子ども教室の関係者を対象にした研修会において、先進事例を紹介し各教室の取組みの充実を図った。また、ふるさと塾活動賛同団体の取組みを広く周知するため、発表機会の創出やインターネットサイトの充実を図った。
- 県内全ての放課後子ども教室における参加児童のべ人数は年々増加しており、平成26年度から平成29年度にかけて約4万人増加している。また、ふるさと塾活動賛同団体の登録数も増加傾向にある。
- 放課後子ども教室の活動の推進員やサポーターといった地域ボランティアが固定化かつ高齢化しており、持続可能な体制整備が課題ある。

【3-④】社会教育施設の体験型イベントの充実

- 地域や社会教育施設で行われている体験型イベントの充実と周知を図り、施設の主催事業や放課後子ども教室、子ども会、伝統芸能の伝承団体等の活動への参加を促した。
- 地域の実情に応じた活動や参加者の興味・関心に応じた事業を提供することができた。
- 参加者の多様化するニーズに対応する魅力ある主催事業や体験プログラムの開発を、今後も継続して行う必要がある。

関連データ (◇)

◇「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行く児童・生徒の割合」（H29 全国学力学習状況調査）

児童 小学6年生 本県 24.3%（全国 15.6%）、
生徒 中学3年生 本県 10.0%（全国 8.1%）

◇「今住んでいる地域の行事に参加している児童・生徒の割合」
（H30 全国学力・学習状況調査）

児童 小学6年生 本県 80.9%（全国 62.7%）、
生徒 中学3年生 本県 59.0%（全国 45.6%）

主要施策6 健やかな体の育成

児童生徒一人ひとりが心身の健康の保持増進を図っていくための資質や能力を身に付けられるよう体育科・保健体育科を中核として、学校・家庭・地域が連携し、学校教育全体を通じた健康教育、食育、運動部活動も含めた学校体育を充実させる。

主な取組みと担当課（室）等 **【担当課（室）等】**

- 1 健康教育の充実
 - ①学校と家庭・地域が連携した健康の保持・増進の取組み・・・【スポーツ保健課】
 - ②肥満対策の効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ③アレルギー疾患等の健康課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ④歯と口腔の健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ⑤生活習慣病の予防に向けた取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ⑥受動喫煙防止の取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- 2 食育の推進
 - ①食に感謝する心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課、義務教育課】
 - ②食による心身の健康づくり・・・【スポーツ保健課、義務教育課・生涯学習振興室】
 - ③食を通じた人間関係形成力の育成・・・【スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課】
 - ④食文化を理解し尊重する心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ⑤6次産業の担い手の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】
 - ⑥栄養教諭等の指導力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- 3 体力・運動能力の向上（学校体育等の充実）
 - ①教員の指導力向上と体育授業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ②運動機会の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ③学校と家庭・地域が連携した体力向上の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ④各学校の特色ある取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
 - ⑤運動部活動の在り方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

- 【1-①】学校と家庭・地域が連携した健康の保持・増進の取組み**
- 学校と家庭・地域が連携した健康保持・増進のために、子どもの健康づくり連携事業により、各学校の健康課題に応じ専門医を派遣した。（平成29年度は希望する50校に実施）
 - 専門医を派遣することで、専門医と学校・家庭が連携を図ることができ、専門医の指導・助言により子どもの健康課題に対応できるという評価を受けている。
 - 健康課題が多様化し、専門医が地域内にいない場合があり講師選定が難しい。実践校の取組みを紹介し、県内の学校に広めていく必要がある。
- 【1-②】肥満対策の効果的な推進**
- 各学校に対して肥満の受診基準を示し、受診の際の参考資料を県ホームページに掲載した。また、養護教諭研修会等において、成長曲線の積極的活用を促した。

○各学校においては、養護教諭が成長曲線を活用し個別対応に努めている。

●肥満対策は、乳幼児期からの生活習慣や保護者の意識が影響しているため、他課の取組みや関係機関との連携が必要である。また、肥満だけではなく、やせにも留意していく必要がある。

【1-③】アレルギー疾患等の健康課題への対応

□平成25年度から毎年、県内の学校におけるアレルギー疾患に関する実態把握を行っている。平成27年度は、教職員を対象に食物アレルギー対応研修会を実施した。毎年、新規採用養護教諭研修会、栄養教諭研修会においてアレルギー対応についての研修を行っている。

○教職員のアレルギー疾患への理解が深まり、各校においてはマニュアルを作成するなど校内体制が整備されつつある。

●アレルギー疾患は増加傾向にあるため、更に児童・生徒、保護者、教職員がアレルギー疾患に対する理解を深め、関係機関と連携を図りながら対応していく必要がある。

【1-④】歯と口腔の健康づくりの推進

□毎年「学校保健の現況」を各校に送付している。歯と口腔の検診結果を含め、健康診断の結果を掲載し、各校の学校保健活動推進のための資料としている。

○12歳児の永久歯の1人当たり平均う歯数は減少している。

●歯と口腔の健康の維持増資のためには、乳幼児期の取組みを知った上で学齢期の支援を行っていく必要がある。

【1-⑤】生活習慣の予防に向けた取組みの推進

□平成29年度は、県内の小学生の保護者と教職員を対象に生活習慣の確立のための研修会を行った。また、県学校保健研究大会の学校保健分科会においては、学校における実践例をもとに協議を行った。平成30年度は、県学校保健研究大会の全体会において歯科保健の取組み実践報告と、こどもとメディアについての講演会を行った。

○講演会や研究協議で学校における課題や情報を共有することで、各校の取組みを推進できた。

●生活習慣病予防は、保護者の健康意識が影響しているため、知事部局の事業等と連携した取組みが必要である。

【1-⑥】受動喫煙防止の取組みの推進

□やまがた受動喫煙防止宣言（平成27年2月）を受け、県内全ての公立学校において敷地内禁煙の実施を講ずるよう促した。

○平成26年度県教育委員会調査による敷地内禁煙未実施校については、平成27年度中に県教育委員会より実施を促し、県内全ての学校で敷地内禁煙となった。

●県内全ての学校が敷地内禁煙となったことでH27年度に事業終了。

【2-①】食に感謝する心の育成

- 自然の恵みや生産者への感謝の心を育成するため、米作り等の農業に関する体験活動を行った。
- 学校給食を実施している小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で、「心を育む学校給食週間」の取組みとして、野菜の栽培、収穫、調理実習等の食農体験を行った。
- 地域の実状に合わせた米作りやぶどうのジベレリン処理作業等を行ったり、中学校の職場体験で農業に関する体験活動を行ったりしている。
- 野菜の収穫の喜びだけではなく、野菜嫌いの克服、生産者の話を聞くことで、毎日の給食は多くの人たちから支えられていることを知り、感謝の心が深まった。
- 各学校のカリキュラム・マネジメントと関連させながら、地域と連携した意義のある体験活動をさらに検討していく。
- 実施直後の成果が持続しない傾向にあるため、継続した取組みが必要である。

【2-②】食による心身の健康づくり

- 栄養教諭を中心に、各学校における食に関する指導の全体計画に基づき、児童生徒や地域の実態等に応じて、社会科、家庭科、総合学習等との教科間連携による食の指導を行った。
- 中学生高校生の活力あふれる食育推進事業では、学校個別のニーズに合った専門家の派遣により、学習面・運動面につなげて活力あふれる学校づくりの支援を行った。
- 学校全体で食の指導を行うことにより、食育推進体制が整備され、全教職員が連携・協力して取り組むことができ、学校における食育を一層推進することができた。
- 生活実態調査の結果、バランスの良い食事や朝食の重要性の理解促進や、自らの食習慣の改善を図る意識の高まりが見られた。
- 家庭と連携して朝食摂取率を上げるよう今後も働きかけていく必要がある。
- 実施後すぐは生徒の意識の改善がみられても、持続しない傾向があるため、家庭・保護者に対しても啓発が必要である。

【2-③】食を通じた人間関係形成力の育成

- 学校間の連携や、地域と連携し、食べることや食事のために大切なことを学び、社会性を育てる活動を行った。
- 学校給食を実施している小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で、「心を育む学校給食週間」の取組みとして、野菜の栽培、収穫、調理実習等の食農体験を行った。
- 平成29年度、国庫委託事業「つながる食育推進事業」を実施し、食生活改善推進員による郷土料理の親子調理体験や地元農業高校との連携による親子農業体験等を行った。
- 高校生が小学校へ食育活動を行う事などを通してコミュニケーション力を身に付けるとともに、自分自身の食生活を振り返る活動につながった。
- 食生活改善推進員を講師に郷土料理を親子で作って一緒に食することで、郷土料理や地産地消への理解も深まった。また、地元の農業高校と連携した親子で稲刈り作業体験等を通じ、食の大切さを学び、生産者や食べ物に感謝する心の育成が図られた。

- 今後も、地域との連携を密にし、地域資源の活用を推進していく必要がある。
- 実施直後の成果が持続しない傾向にあるため、継続した取り組みが必要である。

【2-④】食文化を理解し尊重する心の育成

- 学校給食を実施している小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、「心を育む学校給食週間」を設定し、給食時間や授業時間を活用し、栄養教諭等が児童生徒に食に関する指導等の取り組みを行った。
- 行事食や郷土食を給食で食べることにより、郷土の食文化を知り、郷土の人々の思いにつなげることができて、改めて自分のふるさとの「食」に関心を持ち、現代の恵まれた「食」の中にも、自分たちの生活に根付いている伝統の「食」の豊かさを感じることができた。
- 実施直後の成果が持続しない傾向にあるため、継続した取り組みが必要である。

【2-⑤】6次産業の担い手の育成【高校教育課】

【2-⑥】栄養教諭等の指導力向上

- 栄養教諭・学校栄養士等研修会、栄養教諭研修（新規採用・5年経験者、中堅教諭資質向上）を毎年実施した。
- 食育の中核となる栄養教諭等を対象とした給食管理や食に関する指導についての研修を実施することにより、指導力の向上を図り、その専門性を学校現場における食育の取り組みに活かすことができた。
- 栄養教諭等の指導力向上を図るためには、今後も継続して実施する必要がある。
- 国が定めた学校給食摂取基準を達成するための献立作成への取り組みが必要である。

【3-①】教員の指導力向上と体育授業の充実

- 楽しい体育授業づくり指導者講習会、中高体育実技指導者講習会、小中学校体育経営研修会、高校体育経営・保健安全推進研究委員会、柔道安全指導講習会、ダンス指導者講習会、高校登山指導者講習会、スポーツ施設等安全管理講習会、学校体育研究発表大会等を開催した。
小学校体育授業等へ地域の外部指導者を派遣した。
- 児童生徒の体力向上に向け、教員の指導力が向上し、体育授業の充実を図ることができた。
- 研修等に参加する教員の指導力は向上しつつあるが、参加しない教員の一部（特に小学校）に、体育授業等における指導力に課題が見られることから、積極的な参加を促す必要がある。

【3-②】運動機会の拡大

- 小学校体育授業等へ地域の外部指導者を派遣した。（再掲）
楽しい体育授業づくり指導者講習会を開催した。（再掲）
- 小学校の体育授業へ地域の外部指導者を派遣したことで、児童の運動への興味関心が

高まり、運動機会の拡大を図ることができた。また、児童が興味を持ちやすい指導内容についての講習会を通し、受講した教員が児童に指導することで、児童が運動に興味関心を持ち、運動機会の拡大に繋がったといえる。

- 小学校低学年男女、中高女子の運動をしない割合が増えていることから引き続き改善を図っていく。

【3-③】学校と家庭・地域が連携した体力向上の取組み

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（新体力テスト）の結果を分析した。
各学校が、保護者へ新体力テスト結果を送付し調査結果を受けての各家庭での体力向上に向けた取組みを実施するよう指導した。
各学校で、新体力テスト結果について、山形県体力・運動能力調査システムを活用し、家庭との課題を共有している。
小学校体育授業等へ地域の外部指導者を派遣した。（再掲）
- 新体力テストの分析を各学校で行い、体力に関する課題を家庭と共有するなど、家庭と連携した児童生徒の体力向上に関する連携を図ることができた。
また、児童生徒の体力向上を目指したり、運動の動機付けを図ったりするため、総合型地域スポーツクラブと連携を図り、体育に関する活動の充実を図ることができた。
- これまでの本県の取組みにより、児童生徒の新体力テストの数値は緩やかに向上傾向が見られるものの、全国も向上傾向にあることから、割合の増加には至らなかったことから、さらに各学校の実態に応じた取組みを行っていく必要がある。

【3-④】各学校の特色ある取組みの推進

- 各学校で体力向上に向けた「1学校1取組み」を推進した。
楽しい体育授業づくり指導者講習会を開催した。（再掲）
児童生徒の体力向上対策会議を開催した。
- 県内全学校の体力向上に向けた「1学校1取組み」内容を集約し、県内4地区で全学校代表1名参加による「児童生徒の体力向上対策会議」で紹介するなど、各学校の児童生徒の体力に関する課題に応じた特色ある取組みを図ることができた。
- 楽しい体育授業づくり指導者講習会において、YAMAGATA ドリームキッズが実践している運動プログラムのうち、児童が取り組みやすいプログラムを紹介し、受講した教員の学校で活用してもらった。
- 各学校における児童生徒の体力向上の取組みについて、各学校で実施していただいているが、一部、前年度踏襲であったり、体育的行事前の練習を取組みとしたりするなど、学校の課題に応じた取組みになっていないものがあるため、取組みの趣旨などを学校の全職員に理解してもらう必要がある。

【3-⑤】運動部活動の在り方の検討

- 「運動部活動外部指導者の手引き」を作成・配布し、運動部活動外部指導者研修会を開催した。
「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」策定に向けた検討を行っている。

○運動部活動外部指導者の手引きの作成及び配布し、その内容についての研修会を開催したことで、各学校で適切な運動部活動の運営に繋がっている。

●各中高で適切な運動部活動運営及び外部指導者の活用をしてもらっているが、指導者と生徒、生徒同士等のトラブルが皆無ではない状況にある。

関連データ (◇)

◇児童生徒の食習慣の向上

- ・毎日朝食を摂っている児童生徒の割合
小 6 : 90.8% (H26) →89.1% (H29)
中 3 : 87.5% (H26) →87.1% (H29)

◇児童生徒の体力・運動能力の向上

- ・新体力テストで全国平均以上の項目数（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20m シャトルラン、持久走（中のみ）、50m 走、立ち幅跳び、ボール投げ）の割合
小・中・高 : 61.8% (H26) →55.9% (H29)
- ・運動をしない児童生徒の割合
小・中・高 : 11.8% (H26) →11.6% (H29)

基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

変化が激しく多様化が進むこれからの社会を主体的に生きぬくためには、自ら考え、主体的に判断し、柔軟かつ的確に対応する力が不可欠であり、その基盤として、確かな学力を育成することが求められています。

教育内容や教育方法の一層の充実を図り、子どもたちに基礎的・基本的な知識や技能の習得はもちろん、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等を含めた確かな学力を身に付けさせます。

主要施策7 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成

様々な教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限伸ばすことができるよう学校の教育環境を整備する。

また、教育内容や教育方法の工夫改善・充実により、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用した課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度など確かな学力を育成する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

1 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備

- ①少人数学級編制の今後の展開の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ②学校の教育課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、教職員課】
- ③土曜日の活用の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】

2 コミュニケーション能力の育成

- ①精一杯考え合い、表現し合う授業づくりの推進・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ②学校・家庭・地域が連携した「読育」の
推進（主要施策5－1の再掲）・・・・【生涯学習振興室、義務教育課、高校教育課】
- ③多様な交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、生涯学習振興室】

3 確かな学力の育成

（1）小・中・高等学校を通じた「探究型学習」の推進と評価・検証

- ①探究型学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、教育センター】
- ②確かな学力の育成に向けた施策の
評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、教育センター】

（2）小・中学校での確かな学力育成に向けた取組み

- ①少人数学級を活かした授業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ②全国学力学習状況調査結果の・分析・公表・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ③全県共通の重点指導による継続的な指導・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ④思考力を高める問題の開発・発信・活用・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ⑤モデル授業の開発・発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ⑥「読育」の充実（主要施策5－1再掲）【生涯学習振興室、義務教育課、高校教育課】

（3）高等学校での確かな学力育成に向けた取組み

- ①高等学校における探究型学習の推進・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ②県内大学等への進学促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】

- ③実践的な教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ④職業・就職指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ⑤高等学校基礎学力テスト（仮称）及び
大学入学希望者学力評価テスト（仮称）への対応・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ⑥学習のつまずきへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】

4 理数教育の推進

(1) 教員の指導力の向上

- ①優れた指導法の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
- ②中核となる理数系教員の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】

(2) 理数教課の学力向上

- ①小・中学校における思考力を高める問題の
開発・発信・活用（主要施策7―3の再掲）・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ②小・中学校における算数・数学指導の重点化・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ③高等学校における探究型学習の推進（主要施策7―3の再掲）・・・・【高校教育課】
- ④算数・数学チャレンジ in やまがたの実施・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課、義務教育課】

(3) 小・中・高・大学の連携

- ①小・中学校の理数教育の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課】
- ②中・高等学校の理数教育の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
- ③高・大学の理数教育の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【高校教育課】

(4) 関係部局と連携した児童生徒の科学的な視野の拡大

- ①科学好きな生徒の裾野の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
- ②科学分野への興味を深める機会の提供・・・・・・・・・・・・・・【商工労働部・工業戦略技術振興課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1―①】個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成

- 「“教育山形『さんさん』プラン”再構築会議（平成27～28年度）」を実施し、外部評価委員の調査報告をもとに意見交換を行い、「探究型学習」の推進の基盤となる“教育山形「さんさん」プラン”活用の今後の方向性を確認した。
- 平成28年度より、「教育マイスター制度」を導入し、教員の資質・能力の向上と指導技術を高める授業改善・OJTの充実を図った。
- 教育マイスターの配置により、「探究型学習」に係る校内研修会の取組みの充実及び改善が図られている。

【1―②】学校の教育課題への対応

- 喫緊の課題に対応し、きめ細かな指導の充実を図るために、小学校低学年副担任及び別室学習指導教員の非常勤職員を配置した。
- 通常の学級に在籍するLD及びADHDの児童生徒について、通級による個に応じた指導体制を小中学校において徐々に広げている。
- 小学校における英語専科の加配措置を広げ、より専門的な指導が行われている。
- 不登校児童生徒の出現率は、全国と比較して、低い状況を維持している。

【1-③】土曜日の活用の検討

□各高等学校において、土曜学習会等を実施している。

●教員の勤務振替の低下（教員の多忙化）

【2-①】精一杯考え合い、表現し合う授業づくりの推進

□「学校教育指導の重点」及び各教育事務所作成資料等の配布により、各校における研究や研修において、「担任力」育成のための取組みを推奨した。

【2-②】学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進（主要施策5—1—①参照）

【2-③】多様な交流の促進

□学校における異学年交流や、地域の方との関わりなどの異年齢の人々との交流を促進し、他者と関わる経験を重ねてきている。

□各県立高等学校において、「総合的な学習の時間」や「活力あふれる学校づくり推進事業」「魅力あふれる学校づくり推進事業」等を通して、学校外の団体や個人の協力を得ながら教育活動を展開している。

□高校卒業後の地域コミュニティへの積極的な参画を促すため、文化財・生涯学習課と連携し、「青年による持続可能な地域づくり推進事業高校生地域活動セミナー」の各校への周知を行うなど、地域活動等への積極的な参加を促した。【再掲】

□公民館事業や各種ボランティア活動、青少年教施設等での主催事業など、様々な機会を捉えて参加対象者への周知を図り、異年齢交流の機会を提供した。

○直接話したり関わりを持つだけでなく、学校外の第三者から活動を認められたりすることで、コミュニケーション力の向上及び学習意欲の向上等、学びに向かう力・人間性等についての成果が大いにみられる。

○地域の人材などを活用し、児童生徒が関わることを通して、豊かな体験及び様々な価値観を認めることができている。

○様々な社会教育施設で工夫を凝らした事業が企画され、参加者への周知が図られた。

●子供と異年齢の人々との交流をさらに促進する必要がある。

●教員の多忙化を解消しながら、効果的に多様な交流の機会を設けることが求められる。

【3-（1）-①】探究型学習の推進

□探究型学習推進プロジェクト事業（H27～）の推進により、県内20の推進協力校等において、探究型学習の効果を高めるための実証研究を行った。

□探究型学習の具体的実践等について、広く県民に普及と理解促進を図るために公開フォーラム「授業公開を通じた『探究型学習』の普及」（H30.6）を開催した。

○本県で推進している「探究型学習」の内容や成果等について、学校の教職員や保護者をはじめ地域の方々など、県民に対して発信することができた。

○総合的な学習の時間における探究の過程を意識した学習指導の取り組み状況に改善傾向が見られる。また、各教科等の学習においても、児童生徒の思考に寄り添った学習

指導が展開されてきており、主体的・協働的な学びの視点による学習指導の改善に関する取り組み状況に改善傾向が見られる。

- 各学校では、教育の内容等を教科横断的な視点で組織的に配列するなど、カリキュラム・マネジメントにより教育課程の改善に取り組んできているが、学校として育成を目指す資質・能力を具体的に捉え、学習指導の充実に反映させていく必要がある。

【3－（1）－②】確かな学力の育成に向けた施策の検証

- 県内全ての小学5年、中学2年を対象に、4月に山形県学力等調査を実施した。8月に調査結果を返却し、成果と課題を検証し、授業改善につなげている。そして、翌年の4月、小学6年、中学3年に進級した児童生徒が全国学力学習状況調査に取り組み、7月に調査結果を返却し、成果と課題を検証し、授業改善につなげている。
- 山形県学力等調査の実施及び「分析と活用」の作成・配付をとおして、探究型学習の趣旨の理解を促すとともに、授業改善の指針となる単元構想を示し、各学校における学習指導の充実や学習状況の改善を図ってきた。
- 山形県学力等調査の調査問題を基にした「探究型学習推進ハンドブック」を作成し、県教育センターWebページに掲載した。また、活用に向けた資料を各教育事務所と共有し、探究型学習に関する一貫した説明により、各学校における実践化を図ってきた。
- 山形の未来をひらく教育推進事業(～H28,H29～2期目)において、進学指導重点校学力向上推進事業、難関大・医進セミナー等の事業を実施した。
- 生徒が減少する状況のなか、AO入試や推薦入試に積極的に挑戦する姿勢が生まれ、難関大学・医学部医学科への出願者の増加が図られた。
- 難関大学の合格者数を増加させるためには、普段の授業で難関大学の入学試験に対応した高い学力をつけることができるよう授業改善を図り、探究型学習を一層推進していく必要がある。

【3－（2）－②】全国学力・学習状況調査の分析・公表

- 市町村教育委員会や学校に、全国学力・学習状況調査の結果を分析するための資料（アクションプラン等）を配布し、それぞれの課題とその対応についての取り組みの推進を図ってきた。
- 県では、全国平均を2.5ポイント以上上回った教科のある市町村の優れた取り組みを公表し、県内市町村に周知している。
- 基礎・基本の定着が県の課題であると捉え、全国学力・学習状況調査の中でつまずきのあった問題を集めた「つまずき発見問題集」を作成し、各学校へ発信した。
- アクションプランを活用した、児童生徒のつまずきへの対応が進んできた。市町村によっては学校間でアクションプランを持ち寄り、実践を交流する動きもある。
- 「つまずき発見問題集」の活用を単元計画や教育課程に位置付けている学校が増えつつある。
- 全国学力・学習状況調査や、結果を受けて作成したアクションプランを生かしたPDCAサイクルの確立をさらに推進する必要がある。

【3－（2）－④】思考力を高める問題の開発・発信・活用

- 山形県学力等調査を作成し、実施した。また、授業改善の促進のために「分析と活用」「授業改善ハンドブック」を作成し、配布した。
- 授業改善の促進を図り、国語「つまずき発見問題集」、算数・数学「スパイス問題シート」、「つまずき発見問題集」を作成し、発信した。また、「わくわく発見シート」を各校から募集・集約し、発信した。さらに、算数・数学「単元末評価シート」を作成・発信するとともに、学校からの問題に対する意見を集約して「分析シート」を作成し、発信した。
- 山形県学力等調査を授業改善に活用する学校が増加してきている。
- 「つまずき発見問題集」「スパイス問題シート」「単元末評価シート」が授業改善に活用されている。
- 目標指標である学力や学習意欲の向上における数値的な成果が現れてこない。

【3－（2）－⑤】モデル授業の開発・発信

- 平成27・28年度の2年間にわたり、教育事務所毎にモデル授業を開発・発信した。
- モデル授業を動画で撮影し、事務所管内の授業改善事業に活用した。
- モデル授業の動画が、各学校での活用の促進につながらなかった。動画を編集し、解説をつける必要があった。

【3－（2）－⑥】「読育」の充実（主要施策5－1－①参照）

【3－（3）－①】高等学校における探究型学習の推進

- SSHの指定を受けた県内3校では、理科・数学に重点を置いたカリキュラムを開発し、大学等との連携による先進的な理数系教育を通じて、生徒の学力の向上と教員の指導力向上に取り組んでいる。
- 山形の未来をひらく教育推進事業（～H28,H29～2期目）において、難関大セミナー、医進セミナー等を実施し、難関大学や医学部医学科志望者の学力向上を支援した。
- 県独自のチャレンジSSH事業の成果として、平成29年度より指定校が2校から3校に増え、各校において特色のある先進的な取組を実践した。
- 生徒が減少する状況のなか、AO入試や推薦入試に積極的に挑戦する姿勢が育まれ、難関大学の出願者や、医学部医学科の合格者（現浪計）の増加が図られた。
- 先進的な取組の成果を他校へ普及させていく必要がある。
- 難関大学の合格者数を増加させるためには、出願者の増加とともに生徒の確かな学力が引き続き必要であることから、探究型学習を通じて思考力・判断力・表現力等の資質をより育成していくことが求められる。

【3－（3）－②】県内大学等への進学促進

- 高校生が将来本県に定着することを促進していくため、主に山形大学進学を志望している生徒を対象に「地元大学進学促進セミナー」を開催し、山形で働く社会人の講話、

県内四年制大学の魅力紹介、県内高校教員による英語・数学の講義等を行った。

- 社会人講話や県内四年制大学の魅力紹介を通じて、「郷土山形で学び、郷土山形で働く」ことの意義や魅力を伝えることができた。英語・数学の講義を通じて、進学に必要な学力を養成していくための契機を与えることができた。
- 生徒の確かな学力の育成につながるよう、一過性のイベントに終わることなく各高校での普段の学習指導につなげていく必要がある。

【3－(3)－③】実践的な教育の充実

- 各校の特色に応じた高等教育機関や地域企業との連携を促進した。
- 大学と連携したプログラムによる上級資格の取得
自治体、産業界と連携した社団法人設立
地元企業との合同商品開発
- 地域性や学校の規模等により、学校間での差が出てくる。

【3－(3)－④】職業・就職指導の充実

- 小・中・高等学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育を推進し、職業を通じて社会の一員としての役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向けた必要な基礎となる能力や態度を身につけるよう、幼児期から計画的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、次代の担い手の育成に向けた学校と大学や企業との連携強化や、本県産業の担い手の育成を図るため、キャリア教育推進事業及び就職支援事業を推進する。
- 就職内定率の改善
- 人手不足が深刻になる中、就職者の早期離職防止と県外進学後の県内回帰・定着が課題である。

【3－(3)－⑤】高等学校基礎学力テスト（仮称）及び大学入学希望者学力評価テスト（仮称）への対応

- 大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入については、高大接続システム改革会議で検討が進められてきた。平成29年7月、文部科学省は「大学入学共通テスト」実施方針を公表、大学入学センター試験に代わる試験の名称が大学入学共通テストとなり、平成33年1月から実施されることとなった。
- 各教科・科目の学びをもとにした各種資格取得の積極的な取り組みを促進した。
- 平成28～30年度、文部科学省「高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業」において、県立庄内総合高等学校を実践研究校としPDCAサイクルの構築を目指した授業改善に取り組んだ。
- 上記事業においては、3年間、桐蔭学園トランジションセンター所長・教授の溝上慎一氏から、アクティブラーニング型授業を推進いただき、生徒が主体的に学習に取り組む姿勢が形成されつつある。
- 大学入学共通テストは、「思考力・判断力・表現力」を重視した作問となるよう見直しが図られ、国語や数学に記述式問題が導入されるほか、英語の民間資格・検定試験が

活用されることとなった。このため、算数・数学チャレンジ in やまがた、チャレンジ英検などの事業を行い、直観力・論理的思考力や学力の向上を図ってきた。

- 受検者数の減少により、単純な数字の比較はできないが、各校とも積極的な取り組みが見られる。また、地域の技術者や高等教育機関との連携にもつながっている。
- 平成 31 年度から利活用開始となる「高校生のための学びの基礎診断」の測定ツールの認定が、文部科学省からまだ通知されていないため、各学校がどう対応すべきか判断できない状況にある。
- 大学入学共通テストで実施される国語の記述式問題や英語の民間資格・検定試験に関して、大学入学共通テストが導入される年度の入試情報を公表していない大学も多く、その動向を注視していく必要がある。
- 上級資格を指導できる教員の継続的な育成体制。

【3－（3）－⑥】学習のつまずきへの対応

- 各県立高等学校で、義務教育段階の学び直しに対応した教育課程を編成している。
- 高等学校段階の学習を進めるにあたって、義務教育段階での躓きを削減できている。
- 各校において学び直しを含めた各教科の指導について、効果的な指導となるようカリキュラム・マネジメントを進める。

【4－（1）－①】優れた指導法の共有

- 5 教振から継続している「数学指導力向上セミナー」を、教える授業から生徒に考えさせる授業への授業改善を目標として、平成 28 年度まで実施した。
- 年 4 回のセミナーと授業実践を通して、参加した教員の授業改善への意識を高めることができた。
- 参加者個々の意識を、各校の学校としての取組として普及することが必要である。

【4－（1）－②】中核となる理数系教員の養成

- 科学技術振興機構（JST）による科学研究実践活動推進プログラム研究指導力向上型に「やまがたサイエンスコーチ育成プロジェクト」が採択され、平成 27 年度より 3 年間実施した。
- 山形大学との共同での教員研修に 3 年間で 45 名の中高教員が参加し、生徒の科学研究実践活動の指導力を高めた。
- 参加教員が得た指導スキルの伝達や成果の普及を図っていく必要がある。

【4－（2）－①】小・中学校における思考力を高める問題の開発・発信・活用 （主要施策 7－3－（2）－④参照）

【4－（2）－②】小・中学校における算数・数学指導の重点化

- 平成 27 年度に“教育山形「さんさん」プラン”制度の中で、小学校高学年における一部専科体制を実施する「重点教科充実制」により、本県の重点教科である算数の学力向上を図った。

●目標指標である学力や学習意欲の向上における数値的な成果が現れなかった。

【4-(2)-③】高等学校における探究型学習の推進（主要施策7-3-(3)-①参照）

【4-(2)-④】算数・数学チャレンジ in やまがたの実施

- 小中学生を対象に、平成28年度まで、数学的思考力・表現力等を必要とする問題、算数・数学チャレンジ in やまがたを実施した。【義務教育課】
- 平成24年の施行から実施されているコンテストを、平成27年・28年の2年間、県内9会場において、小中高校生の直観力、論理的な思考力、想像力を引き出すような問題により実施した。
- アンケート結果から、参加した児童生徒に探究しようとする知的好奇心を持たせることができ、根気強く考え続ける力の育成が図られた。【義務教育課】
- 「探究型学習」推進の評価としての山形県学力等調査問題や科学の甲子園ジュニア問題への転換が図られ、その役目を終えた。【義務教育課】

【4-(2)-④】

- 関係高等学校、教育事務所等と連携の下、児童・生徒の算数・数学に対する興味・関心を喚起し、物事を探究しようとする知的好奇心を持たせる結果となった。
- 教科の学習で成果を認められることにより、高い学習意欲を持ち続ける児童・生徒を輩出する結果となった。
- 学校教育の中で、直観力、論理的な思考力、想像力を引き出すような取組みが必要である。

【4-(3)-①】小・中学校の理数教育の連携

【4-(3)-②】中・高等学校の理数教育の連携

- 平成27年度に数学における中高教員相互派遣研修を実施した
- 平成27年度から3年間実施した「やまがたサイエンスコーチ育成プロジェクト」には中高の教員が参加し、指導スキルを共有した。またSSH指定校を中心に、実験等の体験学習会を行っている。
- SSH校を中心に大学や研究機関と連携した課題研究を行っている。
- 中高の教員が、それぞれの授業を参観できるよい機会となった。
- 各高校で実施した体験学習会に中学生が参加することで、高校入学へのモチベーションが高まっている。
- 山形大学（理学部・工学部・農学部）、慶應義塾大学先端生命研究所等と連携して進めた研究が全国発表会等へチャレンジしている。
- 中学校と高等学校の時期の調整が難しく、参加者の確保が難しかった。また、視点が明確でなく、事後研究会が深まらなかった。
- 中高教員の相互派遣研修等の充実。
- 課題研究型学習がSSH校以外へも広がってきており、大学や研究機関との協力体制を構築していく必要がある。

【4－(3)－③】高・大学の理数教育の連携

□SSH校を中心に大学や研究機関と連携した課題研究を行っている。

○山形大学（理学部・工学部・農学部）、慶應義塾大学先端生命研究所等と連携して進めた研究が全国発表会等へチャレンジしている。

●課題研究型学習がSSH校以外へも広がってきており、大学や研究機関との協力体制を構築していく必要がある。

【4－(4)－①】科学好きな生徒の裾野の拡大

□「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する山形県代表チームを選抜するために、平成28年度より「山形県予選会」を実施している。29年度には実技問題を県独自で作成し、県HP上で公表した。また、29年度からは上位チームの表彰を行っている。

□例年10月に科学の甲子園山形県大会を実施している。今年度で第8回目の実施となった。山形大学と連携し、代表校の講習会を実施した。

○出場チーム数が増加しつつある。また、それまで出場したことのない学校からの参加申込もあり、科学好きな中学生の活躍の場として周知され始めている。

○参加校・参加生徒数が増加している。平成27年度は県代表の米沢興譲館高校が実技競技①において、全国1位となるトヨタ賞を受賞した。

●出場チーム数、出場校数がまだ少ない。周知の仕方に工夫が必要である。

●参加生徒の裾野の拡大を図るとともに、全国でも上位を狙うことができるようレベルを向上させていく必要がある。

【4－(4)－②】科学分野への興味を深める機会の提供【工業戦略技術振興課】

関連データ（◇）

◇小・中学校における学力の向上

- ・全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数（小・中）
8科目中6科目（H26）→8科目中2科目（H30）

◇高等学校における学力の向上

医学部医学科、難関大学の合格者数

123人（H26.4）→124人（H29.4）→98人（H30.4）

◇山形県学力等調査「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。」

・H28 小：65.0、中58.3 H29 小：66.9、中：65.3 H30 小：67.2、中：66.1

◇山形県学力等調査結果「友達と（生徒の間で）話し合うことで、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」

・H28 小：79.8、中：73.1 H29 小：78.4、中：76.3 H30 小：80.1、中：77.2

◇全国学力・学習状況調査「指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関連で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列している。」

・H28 小：77.8、中：72.5 H29 小：86.6、中：78.4 H30 小：90.9、中：78.0

◇児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善

・国語、算数・数学が「好き」な児童生徒の割合

小国：65.4% (H26) →67.6% (H29)、小算：63.6% (H26) →62.0 (H30)

中国：58.1% (H26) →63.0% (H29)、中数：53.7% (H26) →52.9 (H30)

・国語、算数・数学の授業の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合

小国：81.2% (H26) →83.2% (H29)、小算：77.2% (H26) →82.5 (H30)

中国：70.3% (H26) →73.7% (H29)、中数：68.4% (H26) →66.6 (H30)

◇児童生徒の土曜日の過ごし方の充実 (H30 定期調査 (後期))

・「充実」及び「どちらかと言えば充実」の割合 73.4%

◇「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行く児童・生徒の割合」(H29 全国学力・学習状況調査)

児童 小学6年生 本県 24.3% (全国 15.6%)、

生徒 中学3年生 本県 10.0% (全国 8.1%)

◇地域及び校内の人材活用状況の延べ人数 (H29・H30 定期調査 (前期))

・「道德の時間」における地域及び校内の人材活用状況について

H29 小学校 510人 中学校 40人

H30 小学校 406人 中学校 57人

◇不登校児童生徒の出現率 (問題行動等調査)

小学校：0.27% (H26) →0.40 (H29)

中学校：2.23% (H26) →2.69 (H29)

◇科学の甲子園ジュニア県大会出場チーム数等

H28…6チーム (36人・4校) →H30…9チーム (54人・6校)

基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

グローバル化が進む社会にあつては、様々な社会環境の変化に対応し、様々な人々と協働できる人材、新たな価値を主導・創造するような人材の育成が求められます。

このため、様々な分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、実践力を磨き、変化に対応し、社会で自立できる力を育成します。

そして、更なる高みや新たな価値に挑戦する意欲を持つ子どもたちを育成するため、大学等高等教育機関や地域産業界との連携を強化し、より高度な学習を提供します。また、様々な困難や課題を抱え、支援を必要としている者に対して、必要な学習機会をしっかりと確保します。

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、地域社会の一員として役割を果たす意義について理解を深められるよう、地域産業界と連携しながらキャリア教育を充実します。

これらの取組みは、小・中・高・大の各段階における連続性・系統性を考慮し、体系的に推進します。

主要施策 8 変化に対応する実践的な力の育成

子どもたちが社会の急激な変化や様々な課題に対応し、主体的に生きぬいていけるようにするため、実践的な語学力を身に付けさせるとともに、数学や科学技術、ICT、環境等の課題に興味関心を持ち、課題を主体的に解決しようとする意欲や態度を育む。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

1 グローバル化に対応した英語教育の推進

(1) 英語授業の改善・充実

- ①小・中・高等学校における指導モデルの開発・実践・・・【義務教育課、高校教育課】
- ②高等学校におけるスーパーグローバルハイスクールの活用・・・【高校教育課】
- ③外部人材の積極的活用・・・【義務教育課、高校教育課】

(2) 小・中・高・大学の連携

- ①連携拠点校における取組み・・・【義務教育課、高校教育課】

(3) グローバルな視野を広げる学習等の推進

- ①多様な文化に対する理解の推進・・・【義務教育課】
- ②国際的な視野を広げる学習の充実・・・【義務教育課、高校教育課】
- ③高校生の海外留学等の支援・・・【高校教育課】

(4) 郷土愛を育む教育の推進（主要施策 14 参照）・・・【総務課、文化財・生涯学習課、生涯学習振興室、義務教育課、高校教育課、スポーツ保健課】

(5) 教員の英語力の向上

- ①教員の英語指導力及び英語力の向上・・・【義務教育課、高校教育課】
- ②高等学校への教課指導アドバイザーの配置・・・【高校教育課】
- ③英語力のある教員の採用・・・【教職員課】

- 2 ICT教育の推進
 - ① ICT教育アクションプランの作成・実施・・・・・・・・・・【高校教育課】
 - ②学校のICT環境の整備・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ③教員のICT活用力の向上・・・・・・・・・・【教育センター、高校教育課、義務教育課】
 - ④児童生徒の情報活用能力の育成・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
- 3 環境教育の推進
 - ①山形県環境教育指針に基づく
 - 環境教育の推進・・・・・・・・・・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ②学習プログラムの作成・実践・・・・・・・・・・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ③産・学・官の連携及び学校間の交流・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ④高等学校の特色を活かした取組み・・・・・・・・・・【高校教育課】
 - ⑤教員の指導力向上・・・・・・・・・・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
- 4 高等教育機関や地域産業界との連携強化
 - ①高大連携・高産連携プログラムの支援と更なる連携の推進・・・・・・・・・・【高校教育課】
 - ②高・産学連携による実践的教育の推進・・・・・・・・・・【高校教育課】
 - ③高大教員の交流促進と教材開発・・・・・・・・・・【高校教育課】
- 5 高等教育の充実
 - ①県立高等教育機関における地域のニーズに
 - 対応した人材の育成・・・・・・・・・・【総務部・学事文書課】
 - ②高等教育機関と地域の連携による人材育成の支援
 - (主要施策11-2参照)・・・・・・・・・・【総務部・学事文書課、教育庁総務課】
 - ③高等教育機関相互の連携による取組みの支援・・・・・・・・・・【総務部・学事文書課】
 - ④県内大学等への進学促進(主要施策7-3の再掲)・・・・・・・・・・【高校教育課】
- 6 学びのセーフティネットの整備
 - ①教育費の負担軽減
 - ・・・・【義務教育課、特別支援教育課、総務課、高校教育課、総務部・学事文書課】
 - ②被災した児童生徒への支援・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ③高等学校の学び直しの支援・・・・・・・・・・【高校教育課】
 - ④学習や社会生活に困難を有する者への支援・・・・【生涯学習振興室、義務教育課】

これまでの取組み(□)とその成果(○)及び課題(●)

【1-(1)-①】小・中・高等学校における指導モデルの開発・実践

- 鶴岡市をモデル地区として、「小中高大連携プログラム事業」を実施し、小・中・高の10年間の系統性のある外国語教育のプログラム作成と新学習指導要領実施に向けた授業実践を行った。(H27～H29)
- 英語ディベート力育成事業として、「英語ディベート指導者研修会」「山形県高校生英語ディベート大会」「英語ディベートチャレンジ合宿」を開催した。
- CAN-DOリストの活用に係る研修会を開催し、CAN-DOリストを普段の授業や評価にどう落とし込むかについて、大学教員による講義・演習を実施した。
- 中高教員相互派遣研修を、5～7月には県内4地区の高校、秋には県内4地区の中学

校で実施し、公開授業および中高連携にかかわる協議会を行った。

- 平成 30 年度から 3 年間、「チャレンジ英検」として、県進学指導連絡協議会加盟校に、外部検定試験の教材購入の補助を行っている。
- 小中高の系統的な英語学習を通して新学習指導要領を先取りした実践を行い、県内に普及することができた。
- 郷土について学んだことなどを英語教育に取り入れ、郷土を英語で発信する実践が小中高で行われ、実践事例を県内に紹介することができた。
- 英語ディベート指導者研修会により、教員の英語ディベートの指導法への理解が深まった。
- 山形県高校生英語ディベート大会への参加校は年々増加し、平成 29 年度からは、全国大会出場枠が 1 校から 2 校となった。
- CAN-DO リストに係る研修会では、普段の授業や評価にどう落とし込むかについて、演習をとおして具体的なイメージを持つことができた。
- 中高教員相互派遣研修では、中学校と高校の学習の接続を円滑にするために、授業参観と協議会を行い、共通理解に努めることができた。
- 英語ディベートの指導経験を持つ教員はまだ少なく、さらに増やしていく必要がある。
- 次期学習指導要領で求められる英語ディベート等の高度な言語活動を取り入れた授業実践を促進する。
- CAN-DO リストは全ての学校で作成されているが、十分に活用されているとは言えない。
- 各校種での授業改善は進んでいるが、校種間の指導の接続は十分とはいえない。

【1 - (1) - ②】高等学校におけるスーパーグローバルハイスクールの活用

【1 - (1) - ③】外部人材の積極的活用

- 英語が堪能な地域人材を非常勤講師として小学校に配置し、外国語活動の授業の補助や教材の作成を行った。（「外国語活動フォローアップ事業」H27～H28、「小中学校の連携による英語教育推進事業」H29～）
- 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業では、県外の大学教員が研究協力校に年 4 回程度訪問し、指導・助言のもと授業改善に取り組んだ。
- 県教育センター及び県立高等学校へ A L T（外国語指導助手）を 29 名配置している。
- 研修協力校では、パフォーマンステスト等具体的な指導や評価について、大学教員から助言をもらい、各学校の実情に応じた授業改善を進めることができた。
- 非常勤講師と共に行う授業で、教員の英語力を補うとともに、指導方法を研修する機会にもなり、効果的であった。
- ベース校以外へも定期訪問し、県内の全ての県立高等学校でネイティブスピーカーから指導を受ける体制が整えられている。授業以外にも「発信力」を高めるための指導（スピーチやディベート、プレゼンテーション等）に貢献している。
- 非常勤講師の人材が十分に確保できない状況がある。
- A L T の指導力及び活用場面充実の向上

【1－(2)－①】連携拠点校における取組み

- 鶴岡市での取組の成果を生かし、県内6中学校区において、小中学校の連携による新学習指導要領実施に向けて英語教育の推進に取り組んでいる。(H29～)
- 平成27～29年度、鶴岡市を対象地区として、小中高大連携プログラムを実施した。
- 山形県イングリッシュ・ウィンターキャンプ実施(平成28・29年度)
- 小中高大連携プログラムにより、次期学習指導要領を見越した先駆的な取組みを推進することができた。
- 中学校区内での授業研究や指導計画の作成・共有などが進んだほか、近隣地域に研修の成果を普及するために研修会を実施し、新学習指導要領実施に向けた教員の研修を行うことができた。
- 2020年以降の新学習指導要領全面実施に向けて、学習指導要領の趣旨の理解に基づく授業改善のために、教員の指導力・英語力の向上を継続して進める必要がある。
- 協力体制の調整及び財源の確保(実施年度は文部科学省の委託事業として実施)

【1－(3)－①②】多様な文化に対する理解の促進、国際的な視野を広げる学習の充実

- 小・中・高を通じた「探究型学習」の推進を受け、平成28年度に、全県立高等学校における総合的な学習の時間について、指導計画の見直しを図った。
- 東桜学館中学校・高等学校がユネスコスクールへの加盟申請を行い、採択された。米沢興譲館高等学校も加盟申請に向けて準備を進めている。
- 総合的な学習の時間で「国際理解」の内容を扱っている学校が増加してきている。
- 各学校の総合的な学習の時間において、ESDの視点に立った探究活動の研究テーマとして取り上げる例が増えてきている。
- 持続可能な社会の担い手を育むための教育の実践に向けて、地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図っていく必要がある。

【1－(3)－③】高校生の海外留学等の支援

- 国際文化交流促進費(高校生国際交流促進費)補助金を使い、採択された学校に対して短期の海外派遣プログラムを支援した。また、グローバル人材育成を目指した「グローバル語り部」を実施した。
- 総合的な学習の時間などを活用して、留学経験者からの講話等により、留学や海外進学に対する意識の向上を図ることができた。

【1－(4)】郷土愛を育む教育の推進(主要施策14参照)

【1－(5)－①】教員の英語指導力及び英語力の向上

- 教員の指導力及び英語力の向上を目的として、平成26年度から5年間、中高の英語教員悉皆、小学校各校1名以上を対象とした研修会を開催するとともに、外部検定試験の受検料補助や団体受検の機会を提供した。
- 英語指導力向上事業として、中央研修修了者による伝達講習(平成26～30年度、悉皆

研修) や研修協力校における公開授業および研究協議会を実施した。

- 平成 30 年度までに該当する全ての英語教員が研修を受講することができた。
- 教員の英語力は目標に達しておらず、新学習指導要領に対応した授業改善のためにも、さらに研修や検定試験の受験をすすめていく必要がある。
- 伝達講習で学んだ「英語による英語の授業」を、講習後に普段の授業に積極的に取り入れる教員と、そうではない教員との意識の差が明らかになった。
- 開催時期を考慮し、教員の負担感を軽減する必要がある。

【1-(5)-②】高等学校への教科指導アドバイザーの配置

- 教科指導アドバイザー(国語・数学・英語)を進学指導重点校に配置、担当エリア内で教科指導に対する指導・助言にあたった。
- 教科指導アドバイザーの訪問により、各進学指導重点校においては、授業改善が進み指導力の向上が図られたほか、難関大学等の入試に対応した教材開発など、進学指導体制構築に対する助言が得られた。
- 現在、高大接続改革が進行中であり、そのなかで大学入学者選抜の改革も進んでおり、思考力・判断力・表現力を一層重視することが求められている。それらの資質を育む探究型学習を推進するためには、指導する教員の体制の充実が必要である。

【1-(5)-③】英語力のある教員の採用

- これまで、すべての校種・教科・科目の志願者に、教職教養・一般教養において英語を出題してきたが、更に、平成 27 年から、小学校の専門科目において英語を新たに加えて出題した。また、平成 28 年から、小学校志願者について英語の実技試験を新たに導入した。平成 30 年からは、小学校、中学校、特別支援学校中学部及び高等学校の英語志願者について、英検等の資格を所有者への加点制度を新たに導入した。
- 文部科学省が推進する「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に示された基準の力量を有した志願者の採用が増加している。
- 本県が求める英語力を採用前に高められるよう、教員選考試験における制度や試験内容についてより周知を図る。

【2-①】① ICT 教育アクションプランの作成・実施

- アクションプランの案の作成のための検討(平成 27 年)
- 総合的なアクションプランは完成に至っていない。
高校教育課の「ICT 環境整備」と「校務効率化」が先行して進んでいる。
- 義務、高校、特支、センターを統括的にまとめる必要があり、スムーズに進行しない。
10 年ベースで計画を試みたが、ICT に係る進行が速く、5 年ベースでの計画が効果的と考える。

【2-②】学校の ICT 環境の整備

- 平成 28 年度から「ICT 教育環境整備推進事業」を実施しており、市町村立小学校にタブレット PC を導入するための経費の一部を補助している。

□高等学校における教育環境整備事業実施（平成28年度～）

普通教室無線LAN整備【4校】、タブレット整備【2校】、電子黒板整備【7校】

○タブレットPCの1校あたりの整備台数は着実に増えてきている。

○整備校による学習効果が向上し、学習内容の理解が深まった。

●市町村によってタブレットPCの整備状況に大きな差がある。

●全国平均と比較すると、山形県におけるタブレットPCの1校あたりの整備台数はまだ少ない。

●教科の特質に応じたタブレットPCの効果的な活用事例を収集する必要がある。

●環境整備拡大及び財源確保

【2-③】教員のICT活用力の向上

□各校に備えられたICT機器を効果的に活用した授業づくりに取り組むよう研修等の実施を促した。

□教育センターにおいて、ICTを活用した授業づくり講座を小・中・義務・特別支援学校と高校に分かれて年2回実施した。これまでの授業にICT活用を加え、「わかる授業」を展開することで、教科の目標を達成することを目標に、学校にあるICT機器の具体的な活用例や授業づくりについて研修を行った。

○文部科学省「平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」（平成30年3月）によると、授業中にICTを活用して指導することが、「わりにできる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合は、H26の72.4%に対し、H29は78.1%となっており、教員のICT活用能力が上昇したといえる。

●普通教室でのICT機器活用環境が整っていないため、研修等への参加が促進できない。

【2-④】児童生徒の情報活用能力の育成

□新学習指導要領に則って情報活用能力を育成できるよう、「教育の情報化研修会」を開催し、ICT教育環境整備やプログラミング教育の必要性について周知した。（18.12.3予定）。

□「やまがた子育て5か条」の中に、テレビやスマホに関する家庭でのルール作りについて記載がある（生涯学習課）

□教科「情報」において情報モラルの指導を行っている他、各学校において、総務省発行のパンフレットを用いた指導や講演会等を実施し情報モラルの向上に努めた。

○関係機関（警察、ネット通信企業等）との連携が強くなり、さらに生徒、保護者の意識啓発に繋げていきたい。

●ICTの活用の在り方やプログラミング教育について、県が積極的に発信する必要がある。

●教科の特質に応じたタブレットPCの効果的な活用事例を収集する必要がある。

●急速な情報機器の発展と、ネット関連開発により、多様なネット犯罪が発生しているため、対応が追い付いていない。

【3-①】山形県環境教育指針に基づく環境教育の推進

- 山形県環境教育指針を策定し、県教育センターのWebページに掲載し周知を図った。上位計画の見直しを受け、平成30年度から指針の改訂作業を行っている。
- 環境教育に関する学習内容の整理や実践情報を発信することができた。
- 各校における環境教育全体計画の作成および見直し

【3-②】学習プログラムの作成・実践

- 山形県環境教育指針に基づき、小中学校を対象に、エネルギーを中心とした環境学習プログラムを作成し、学校で取り組む際に活用できるようにワークシートも添付した。
- 各学校の総合的な学習の時間において、環境を探究活動の研究テーマとして取り上げる例が増加している。
- より多くの学校が学習プログラムに取り組みやすくなるよう、関係各署と連携して、プログラムを改良し実践しやすくなるよう工夫する必要がある。

【3-③】産・学・官の連携及び学校間の共有

- 各校で実践している環境をテーマとした課題研究について、大学や研究機関と連携して実践を進めた。
- 大学や研究機関の専門家から指導をいただくことで、研究の質が向上した。
- シンポジウムの開催など、校種間交流を推進していく必要がある。

【3-④】高等学校の特色を活かした取り組み

- 「魅力あふれる学校づくり推進事業」では、工業高校において特色のある実践が行われた。
- 竹チップの発酵熱を蓄積し安定供給を図るシステムの作成や、スマートエコハウスの居住環境の調査、水力発電装置と地下水利用装置など特色ある実践が行われた。
- 各学校の環境教育全体計画の推進

【3-⑤】教員の指導力向上

- 環境教育に関する情報を市町村教委や学校に周知している。
- 教職2年次・3年次の教員対象の「ESD（持続可能な社会作り）の授業づくり講座」において、NPO団体職員を講師として、環境教育の実践のための研修を行った。また、環境省主催（文部科学省協力）の平成27年度教職員・地域環境活動リーダーのための環境教育実践力強化研修「カリキュラムデザイン研修」に県教育センター指導主事を派遣した。
- ESD（持続可能な社会作り）の授業づくり講座」は、毎年、一定人数の教員が受講しており、若手教員に対する研修機会を確保することができた。加えて、NPO団体職員を講師とすることで、社会教育施設で開催している環境教育講座や地域人材の活用についての周知ができた。また、「カリキュラムデザイン研修」に県教育センター指導主事を派遣することは、研修講座内容の充実につながっている。

- 教員の研修機会の確保のために、県教育センターにおける環境教育に関する研修講座を継続的に実施していくことが必要である。また、研修講座の充実のために、県教育センター職員が文部科学省や環境省が開催する研修会に計画的に参加する必要がある

【4-①】高大連携・高産連携プログラムの支援と更なる連携の推進

- 県立高等学校と大学等の高大連携による交流は増加傾向にあり、9割程度の県立高等学校で大学等との交流が行われている。
- 県立高等学校における大学との交流内容は、大学の教員による出張講義や大学における体験授業が多く、研究室訪問なども行われている。また、各県立高等学校と大学等との高大連携協定により、科目履修や課題研究に対する助言、実験講座が行われ、生徒が先端的な研究に触れる機会も増加している。
- 大学の研究室訪問や実験講座の受講を通じて、生徒が大学や大学での学びを知ることは貴重な機会であるが、本県では、高等教育機関からの離れた場所に設置されている県立高等学校も多く、情報環境の整備や交通手段の確保が必要である。

【5-①②③】県立高等教育機関における地域のニーズに対応した人材の育成、高等教育機関と地域の連携による人材育成の支援、高等教育機関相互の連携による取組みの支援

- 平成26年に開設した県立米沢栄養大学における管理栄養士の養成など専門的人材の育成に努めたほか、大学コンソーシアムやまがたの単位互換制度を活用した、県内高等教育機関、自治体及び経済界の連携による産業等の多彩な地域資源を教育に取り入れた「社会人力育成山形講座」の取組みを支援した。
- 県立大学における専門的人材の育成や県内高等教育機関等の連携した取組みによる県内高等教育機能の充実が図られた。
- 本県の大学進学率は、平成30年度で45.1%と全国の57.9%を下回っている。また、大学残留率も26.6%と全国平均(44.8%)よりも低くなっているため、高校生の県内進学に繋がる取組み等の充実が期待される。

【6-①】教育費の負担軽減

【義務教育課、特別支援教育課、総務課、高校教育課、学事文書課】

【6-②】被災した児童生徒への支援

- 被災した児童生徒が多く在籍する学校に、緊急学校支援員を配置した。
- 緊急学校支援員の配置により、児童生徒・保護者への対応を組織的に展開することができた。
- 国の事業予算の見通しが厳しく、事業の継続が危ぶまれている。

【6-③】高等学校の学び直しの支援【高校教育課】

【6-④】学習や社会生活に困難を有する者への支援

- 不登校や学校に登校できない児童生徒について市町村の適応指導教室と連携し、学校復帰に向けた支援を行う。
- 平成27年度から、フリースクール等に通う中高生を対象とし、飛島を舞台に海岸漂着物を題材にした体験型環境教育プログラムの開発と実践に取り組んできた。
- 不登校や学校に登校できない児童生徒について市町村の適応指導教室や民間施設の実施状況の調査を行っている。
- 現地NPO法人等と連携しながら、飛島や鳥海山ジオパークを活用した体験型環境教育プログラムを開発することができた。
- 体験活動や交流活動を通し、参加者の積極性やコミュニケーションへの意欲を引き出すなど、フリースクール等に通う青少年の自立を促す機会となる契機を提供することができた。
- 適応教室以外の民間施設、いわゆるフリースクールに関する状況把握が難しい。
- プログラムの実践と検証を特定のフリースクールに委託したため参加団体が少なく、プログラムの普及、啓発とフリースクールによる自主的な実施のためには、多くの団体を巻き込みながら、これまでのプログラムを実証していく形で継続的に事業を実施する必要がある。

関連データ (◇)

- ◇生徒の英語力 (文科省 英語教育実施状況調査)
 - ※中学3年生のうち、英検3級程度以上を取得または相当の英語力と教員が判断
H25 : 30.2% → H29 : 33.9%
 - ※高校3年生のうち、英検準2級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合
H27 : 38.1% → H28 : 36.0% → H29 : 44.8%
- ◇教員の英語力 (文科省 英語教育実施状況調査)
 - ※英検準1級程度以上の資格を取得
H25 : 18.8% → H29 : 24.8%
 - ※英語担当教員のうち、英検準1級以上又は TOEFL PBT 550 点以上、TOEFL CBT 213 点以上、TOEFL iBT 80 点以上、TOEIC 730 点以上等を取得している教員の割合
H27 : 47.2% → H28 : 52.2% → H29 : 59.0%
- ◇授業改善の状況 (文科省 英語教育実施状況調査)
 - ※CAN-DOリスト研修会の形での学習到達目標の設定
H25 : 7.8% → H29 : 74.5%
 - ※中学3年生の授業における教師の英語使用状況 (文科省 英語教育実施状況調査)
H25 : 47.5% → H29 : 70.2%
- ◇授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 (小中高特支)
H25 67.8% → H30.3 78.1% (全国 : 76.6%)

引き続きセンター研修や各学校の校内研修充実に努める。

- ・ I C T 環境整備充実

- ・ 教員の校務用コンピュータ整備率 104.9% (100%)

整備を完了している。

- ・ 無線 L A N 整備率 37.8% (50%)

県教育ネットワークに課題があり予定通りに進んでいないが、課題が解消し次第順次整備を進めていきたい。

現在は、文部科学省が平成 30 年度に出した「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画 (2018~2022 年度)」を受け、2022 年に整備率 100% (H32 年度は整備率 50.0%) を目指しているが、県教育ネットワークに課題があり、予定通りに進んでいない。

- ・ 校務支援システムの整備率 72.8% (100%)

概ね整備は完了している。

今後は、校務処理を統括して実施できる「統合型校務支援システム」導入に向け進めていく。(H29 年 3 月現在 23.5%)

◇教員の校務用コンピュータの整備率 (小中高特支)

H25 92.9% → H30.3 104.9% (全国 : 119.9%)

◇タブレット P C 台数 (1 校当たり)

H27.3 → H29.3 (→ H30.10)

(小・県) 1.4 3.8 (11.2)

(小・全国) 4.1 10.3

H27.3、H29.3 は教育の情報化の実態等に関する調査、H30.10 は定期調査(後期)による。

主要施策 9 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成

～体系的なキャリア教育の推進と若者の県内定着・県内回帰の促進～

子どもたちが、将来、よき職業人・社会人として自立するため、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、各学校段階で計画的・系統的なキャリア教育を推進する。

主な取り組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

（1）体系的なキャリア教育の推進

- ①各学校段階におけるキャリア教育の在り方等の整理・・・【義務教育課、高校教育課】
- ②キャリア教育実践プログラムの作成・実践・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
- ③職場見学・体験、インターンシップの推進・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ④投票権年齢等の18歳引き下げへの対応・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ⑤産業教育振興設備の計画的更新・・・・・・・・・・【総務課・高校教育課】
- ⑥特別支援教育の充実（主要施策10参照）・・・・・・・・・・【特別支援教育課】

（2）若者の県内定着・県内回帰の促進

- ①本県産業の担い手育成に向けた就職指導の充実・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ②県内大学等への進学促進（主要施策7-3(3)再掲）・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ③奨学金を活用した県内定着の促進・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ④県外進学者のUターンを促す取り組みの促進・・・・・・・・・・【高校教育課】

これまでの取り組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【（1）-①】各学校段階におけるキャリア教育の在り方等の整理

- 児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立を促すため、望ましい職業観や職業に関する知識を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるため、小学校段階から学校教育活動全般を通じて、人間としての在り方・生き方や、望ましい勤労観や職業観を身につけることを目標とし、小学校では学年に応じて「手伝い」、「仕事調べ」、「働くこと」をテーマとした学習活動、中学校では「職場体験」、高等学校では「インターンシップ」などを推進した。
- 平成30年度から「キャリアカウンセラー派遣事業」を新規に行っている。この事業は、進路の決定に課題を抱える県立14校へ進路支援の外部専門人材（キャリアカウンセラー）を派遣し、特別な支援を要する等、進路選択に課題を抱える生徒のキャリアカウンセリングや、社会性を伸ばすソーシャルスキルトレーニングを行う。
- 県立高等学校（全日制）においては、ほぼ全ての学校でインターンシップを実施した。
- 対象校からは、生徒の進路意識が大きく向上した等良好な報告を得た。
- 小・中・高等学校の各段階における系統的なキャリア教育体系の整備
- 本事業の成果の検証及び継続

【（1）-②】キャリア教育実践プログラムの作成・実施

- 平成30年度から、起業家精神の基盤となるマインドの醸成を目的として、小学校を

対象に「子どもベンチャーマインド育成事業」を実施している。

- 全ての県立高等学校において、6教振策定の趣旨や目指す方向性を踏まえたキャリア教育計画「キャリア教育総合実践プログラム」を策定し、キャリア教育の改善・充実に努めた。
- 各学校のキャリア教育全体計画の中に、6教振の目指す姿を明示し、キャリア教育の推進に努めることができた。
- 実践モデル校（3年間継続）においては、3年間を見通した年間計画を作成し、地域の企業や人材の協力を得ながらキャリア教育に取り組んでいる。
- 小学校においては職業現場の体験活動の実施状況が低く、地域企業との連携に課題がある。
- より多くの市町村で事業を実施してもらえるよう、事業の周知が必要である。
- 平成31年度が「キャリア教育総合実践プログラム」の改定にあたる年となることから、6教振前半の教育活動と課題を整理し、課題の解決につなげることのできる計画の策定を目指す。

【(1) -③】 職場見学・体験、インターンシップの推進

- キャリア教育推進事業「インターンシップ推進事業」において、県内4地域にキャリア教育地域連絡協議会を設置し、高等学校、受け入れ事業所側、経済団体、関係機関等により、効果的なキャリア教育・インターンシップの在り方について意見交換や研究協議を行うとともに、インターンシップの充実・推進に取り組んだ。
- 事業対象校県立35校のインターンシップ実績（H29）
受け入れ事業所延べ2,008事業所、体験生徒数3,892人に実施した。
- インターンシップを実施した高等学校の割合は高まっているものの、特に普通科等におけるインターンシップを体験した生徒の割合が低く、課題である。

【(1) -④】 投票権年齢等の18歳引き下げへの対応

- 公職選挙法の改正を受け、時機をとらえ、通知や副教材の送付・活用、研修会の開催など関係機関とも連携しながら進めてきた。
- 国政において、本県では全国同様、18歳に比べ、19歳の投票率が低いことから、卒業時に住民票をうつすなどの指導も徹底していく必要がある。

【(1) -⑤】 産業教育振興設備の計画的更新

- 地域産業を担う人材の育成に必要な産業教育振興設備の計画的な更新を実施した。
- 老朽化した産業教育振興設備が計画的に更新され、教育環境の充実が図られた。
- 産業教育振興設備の老朽化の状況把握に努めるとともに、学習指導要領の改訂や科学技術の進歩等を踏まえながら、計画的な整備・更新を図っていく必要がある。

【(1) -⑥】 特別支援教育の充実（主要施策10参照）【特別支援教育課】

【(2) -①】本県産業の担い手育成に向けた就職指導の充実

- 就職支援事業において、「山形県高等学校就職指導連絡会議」を開催し、労働局やハローワーク、雇用対策課、総合支庁、若者就職支援センター、障害者職業センター、各高等学校の進路担当者が一堂に会し、関係機関と連携した就職支援を図るとともに、未内定者に対する個別支援策の検討などの意見交換、協議を行った。
- キャリア教育推進事業「担い手育成プロジェクト事業」において、農業科 17 名、工業科 29 名、水産科 4 名、合計 50 名の生徒が、それぞれの学科で学ぶ専門分野に関連する事業所、農家等において、10 日～14 日間程度の中長期インターンシップに参加した。また、「山形未来の産業キャリアサポート事業」において、建設・土木分野及び製造分野を学ぶ生徒への技術講習会や若手技術者との意見交換会（魅力学習会）等を開催した。(H29)
- 関係機関と連携した就職支援の取り組みにより、平成 30 年 3 月高等学校卒業者の就職内定率は 5 年連続で 99%を超える大変良好な結果となった。
- 生徒及び教員のアンケート結果によると、事業終了後、全ての生徒に進路意識や学習意欲の向上が見られるようになったと回答しており、中長期インターンシップの受入事業所アンケートにおいては、地域の産業担い手の育成のため、事業を継続してほしいとの回答を得ている。
- 内定率・求人倍率ともに着実に改善しているが、進路のミスマッチをなくし、より県内定着につなげる取組が必要である。
- 部活動や学校行事等の予定が過密なため、希望生徒の日程調整が難しくなっている。

【(2) -②】県内大学等への進学促進（主要施策 7-3-(3) -②参照）

【(2) -③】奨学金を活用した県内定着の促進【高校教育課】

【(2) -④】県外進学者のUターンを促す取組みの促進

- 商工労働部雇用対策課の事業と連携し、「大学等進学者の就職登録サポート」について、進学後の就職活動を山形県が支援する本事業への登録の促進及び周知を行った。具体的には、高校卒業時に県外への大学進学者に対して、大学生向けの就職情報の提供を受けるためメールアドレスの登録を進めてきた。
- 例年 1 月中旬に通知していた当該事業について、平成 30 年度から 11 月中に通知を行い、登録者数の増加を目指した。県外に進学した本県出身の大学生が、県内企業の就職ガイダンス等の情報を得て、県内企業への就職を果たすなど、県内企業の人材確保が行われている。
- 県外に進学した本県出身の大学生の一層の県内回帰・定着を促進するため、普通科高校の生徒が県内企業や産業の状況を理解する機会を確保していくことが求められる。個人情報登録について、慎重になる生徒・保護者が多くなっており、登録者数の増加が課題である。

関連データ (◇)

◇将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

小：H26 88.2%→H30 86.2%

中：H26 73.7%→H30 75.5%

◇難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合

小：H26 88.2%→H29 79.7% (H30 調査なし)

中：H26 73.7%→H29 74.6% (H30 調査なし)

◇職業現場の体験 H29 106校 (43%) →H30 106校 (44%) 定期調査(後期)より

◇子どもベンチャーマインド育成事業について

- ・講話等の実施 21校、社長体験等の実施 3校、長期実践プログラム 3校 (H30)

◇高校生の県内就職率

78.2%(H27.3)→77.4%(H28.3)→77.5%(H29.3)→76.4%(H30.3)

◇就職を希望している高校生の就職率

99.4%(H27.3)→99.3%(H28.3)→99.5%(H29.3)→99.5%(H30.3)

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築を目指して特別支援教育が推進されています。

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するとともに、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学ぶことができるよう配慮しつつ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向け、特別支援教育を充実します。

主要施策 10 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するとともに、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学ぶことができるよう配慮しつつ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向け、特別支援教育を充実する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- (1) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の理解促進と交流の推進
 - ①保護者や県民への周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
 - ②交流及び共同学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
- (2) 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援
 - ①医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
 - ②早期からの相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
- (3) 小・中学校、高等学校における特別支援教育等の充実
 - ①校内支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
 - ②少人数学級編制の維持と通級指導教室の拡充・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課、教職員課】
 - ③特別支援教育支援員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課、高校教育課】
- (4) 特別支援学校における教育の充実
 - ①自立と社会参加を目指した取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
 - ②教育環境の改善・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課、総務課】
- (5) 社会参加に向けた支援
 - ①キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
 - ②関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課、高校教育課】
- (6) 教員の専門性の向上
 - ①教員の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】
 - ②職種や校務分掌に応じた専門性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【特別支援教育課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【（１）－①②】保護者や県民への周知・啓発、交流及び共同学習の推進

□インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進について周知・啓発するためのリーフレットを作成し、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校の保護者や関係機関に配布するとともに、関係機関と連携して広く県民に周知した。

○「特別支援教育フォーラム」を開催し、延べ約900名が参加。インクルーシブ教育システムの考え方と特別支援教育について広く理解を図ることができた。

●合理的配慮への関心が高まる一方、インクルーシブ教育システムの考え方や共生社会の形成に向けた理解はまだ十分とは言えない状況であり、これらの周知啓発には、今後も継続して取り組んでいくことが必要。

【(2) - ①②】医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援、早期からの相談体制の整備

□各年度3市町をモデル地区に指定し、平成25年度から3か年で国委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施し、子どもや保護者に適切に対応するための体制整備を進めた。

○各年度において、次の市町村をモデル地区として指定し事業に取り組んでもらったことにより、医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援体制が構築された。これをフォーラム等で周知したことにより、このような取組みが他市町村にも広がった。

●早期の相談・支援体制の構築を重点として事業を進めてきたが、これからは、就学前から就労まで続く切れ目ない支援の仕組みの構築が求められている。就学前から就労まで続く切れ目ない支援という視点では、まだ取り組まれていない市町村が多い。

【(3) - ①②③】校内支援体制の強化、少人数学級編制の維持と通級指導教室の拡充、特別支援教育支援員の配置

□特別支援教育の推進に向けた体制整備のため、全ての公立学校において、特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置が進むよう働きかけるとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と引継ぎが行われるよう働きかけてきた。

□県立高等学校に在籍する生徒で、発達障がいや肢体不自由等の特別な支援を要する生徒に対し、特別支援教育支援員（非常勤）を配置し、教員TTによる授業等で学習や生活面の支援を行ってきた。

○平成30年度は、特別支援教育コーディネーターの指名率は100%であり、全ての公立学校において、特別支援教育コーディネーターを核とした校内委員会の取組みがなされるようになった。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画、個別の教育支援計画についても、ともに作成率が上がってきた。

○特別な支援を要する生徒が円滑に学校生活を送ることができ、授業担当者や担任の負担が軽減された。

●今後は、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図り、特別支援教育コーディネーターを核としたチーム支援体制を更に強化していく必要がある。また、個別の指導計画・個別の教育支援計画については、小から中へ、中から高へと進むに従って作成率が下がる傾向があるため、切れ目ない支援の実現に向けて、確実に作成、活用、引継ぎがなされるよう取組みを充実させていく必要がある。

●平成30年度は国庫補助がつかず、来年度以降も見通しが立たないため、今までと同程度の支援が困難になる。非常勤での募集であり、人材の確保が難しいときがある。

【(4) -①②】 自立と社会参加を目指した取組みの推進、教育環境の改善・充実

- 一人一人に応じたキャリア教育・職業教育を推進するため、平成26・27年度に、鶴岡高等養護学校と鶴岡南高等学校山添校（旧山添高等学校）をモデル校として指定し、国委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施した。また、特別支援学校の教育環境については、平成25年に策定した「山形県特別支援学校再編・整備計画」に基づいて改善・充実に努めてきた。
- モデル校となった特別支援学校においては、就労支援コーディネーターの働きや理解啓発活動の推進等により、現場実習先や就労先の開拓が大きく前進し、企業や事業所等の理解が進んだ。特別支援学校の教育環境については、村山特別支援学校及び楯岡特別支援学校の校舎等の増築及び分校の設置により、村山地区の知的障がい特別支援学校の教室不足と施設の狭隘化の解消を図ることができた。また、県内8地域への特別支援学校の整備を進め、特別支援学校が設置されていなかった西村山と西置賜に分校を設置したことにより、遠距離通学の負担が軽減され、児童生徒が居住地からできるだけ近い学校で学ぶことができるようになった。
- これまでモデル校を指定して取り組んできた国委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」が平成28年度を最後に終了したことから、新たに立ち上げた事業に取組みを移し、これまでの成果を他の地域にも波及していくことが必要。また、「山形県特別支援学校再編・整備計画」については、当面の課題の中でまだ対応できていないものや、長期的な課題について方向性を示すことなどについて、今後、早急に検討を進めていく必要がある。

【(5) -①②】 キャリア教育の推進、関係機関との連携

- 特別支援学校の生徒の就労支援に係る地域別戦略会議を県内4地区で開催し、地域毎に関係機関と各特別支援学校が情報を共有し就労に関する課題解決に向け、協力して取り組んできた。
- 就職支援事業において、「山形県高等学校就職指導連絡会議」を開催し、労働局やハローワーク、雇用対策課、総合支庁、若者就職支援センター、障害者職業センター、各高等学校の進路担当者が一堂に会し、関係機関と連携した就職支援を図るとともに、未内定者に対する個別支援策の検討などの意見交換、協議を行った。
特に、特別な支援を要する生徒への就職支援について、障害者職業センター、山形労働局、特別支援教育課の担当者から説明し、協議する時間を確保するとともに、必要に応じて個別支援を行うことを確認した。
- 各地区で開催された地域別戦略会議において、地域の労働や福祉の関係機関と連携し、その地域の障がい者の生活・就労等の支援に係る情報やノウハウを共有することができ、これらの情報やノウハウが、各特別支援学校での生徒の進路指導に生かされた。
- 関係機関と連携した就職支援の取組みにより、平成30年3月高等学校卒業者の就職内定率は5年連続で99%を超える大変良好な結果となった。
- 生徒の実態やニーズに応じた就労と社会参加を実現するためには、キャリア教育や職業教育、進路指導等の充実に努めるとともに、進路先や福祉・労働の支援機関との連携

をより一層強化し、円滑な職業生活や生涯学習への移行を目指して個別の教育(移行)支援計画等をツールとして確実に引継ぎが行われるよう取り組んでいく必要がある。

●特別な支援を要する生徒の就職支援について、関係機関と連携する体制は確立されているものの、本人や保護者の意向により、就職支援が円滑に進まない事例がある。

【(6) - ①②】教員の理解促進、職種や校務分掌に応じた専門性の向上

□特別支援学校教諭免許状を保有する者を新規採用すること、また、各校において、特別支援学校に勤務する特別支援学校教諭免許状を保有していない教員に認定講習受講を促すことなどにより、免許状の保有率向上に向けて取り組んできた。

○取組みの結果、特別支援学校の教員については、当該特別支援学校の教諭等免許状の保有率は、これまで目標としてきた80%を超えることができた。

●今後も、特別支援学校及び特別支援学級の教員については、自信と意欲をもって指導にあたることができるよう、未保有の教員へ特別支援学校教諭免許状の取得を促していく必要がある。

関連データ (◇)

◇ **【山形県特別支援教育フォーラム開催状況】**

| | | |
|--------|-------------------------|-------|
| 平成26年度 | 2会場(村山、庄内) テーマ(2次プラン説明) | 約400名 |
| 平成27年度 | 2会場(置賜、最上) テーマ(2次プラン説明) | 約300名 |
| 平成28年度 | 1会場(村山) テーマ(合理的配慮) | 約200名 |
| 平成29年度 | 1会場(村山) テーマ(交流及び共同学習) | 約150名 |

◇ **【早期からの教育相談・支援体制構築】**

| | |
|-----|--------------|
| H25 | 寒河江市、金山町、大江町 |
| H26 | 大江町、舟形町、尾花沢市 |
| H27 | 舟形町、尾花沢市、飯豊町 |

【早期支援連携】

| | |
|-----|---------|
| H28 | 飯豊町、庄内町 |
|-----|---------|

【地域の教育資源活用連携】

| | |
|-----|---------|
| H29 | 南陽市、庄内町 |
|-----|---------|

◇ **【個別の指導計画を作成している公立園・学校の割合】**

| | H24 | | H29 |
|------|-----|---|-------|
| 幼稚園 | 56% | ➡ | 87.5% |
| 小学校 | 90% | ➡ | 100% |
| 中学校 | 85% | ➡ | 100% |
| 高等学校 | 63% | ➡ | 95.3% |

◇ 【特別支援学校高等部卒業生の進路先】（高等養護学校、専攻科を含む）

| 進路先 | | 年度 | | | | |
|------------------------|----------|------|------|------|------|------|
| | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 進 学 | | 2名 | 4名 | 5名 | 3名 | 8名 |
| 一般就労 | | 53名 | 41名 | 54名 | 53名 | 42名 |
| 福祉的 就労 | 就労移行支援 | 9名 | 20名 | 11名 | 22名 | 20名 |
| | 就労継続支援A型 | 17名 | 8名 | 9名 | 11名 | 7名 |
| | 就労継続支援B型 | 37名 | 27名 | 38名 | 28名 | 36名 |
| 施設入所・通所・生活介護等福祉サービスの利用 | | 39名 | 48名 | 53名 | 46名 | 47名 |
| 在家庭・入院継続 | | 10名 | 10名 | 14名 | 6名 | 6名 |
| 卒業生数 | | 167名 | 158名 | 184名 | 169名 | 166名 |

◇ 【特別支援学校に勤務する教員の当該特別支援学校教諭等免許状保有率】

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 免許状保有率 | 76.2% | 77.4% | 78.8% | 80.6% | 85.5% |

基本方針Ⅵ 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

学校が様々な教育課題や多様化・高度化する期待に対応し、山形の未来をひらく人づくりを進めていくため、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな教育を支える体制の整備・充実を進めるほか、適性のある優れた教員の確保・育成を図ります。

また、安全安心な学校施設・体制の整備及び困難を抱えた子どもに対する学びのセーフティネットの整備、私立学校の振興などを通して、安心して元気な学校づくりを進めます。

主要施策 11 信頼される学校づくりの推進

適性のある優秀な教員を確保し、教職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、教職員が一体となり、学校が組織としての力を発揮することで、児童生徒とじっくり向き合い、児童生徒の能力を最大限に伸ばすことのできる学校づくりを進める。
また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう安全安心な教育環境を整備する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 子どもとじっくり向き合う学校づくり
 - ①学校の教育課題への対応（主要施策7—1再掲）・・・【義務教育課、教職員課】
 - ②教員の担任力の向上・・・・・・・・・・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ③学校経営の選択と集中・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ④教員の多忙化解消・・・・・・・・・・【教職員課】
- 2 適性のある優れた教員の確保
 - ①大学と連携した戦略的な教員養成の展開・・・・・・・・・・【総務課、教育センター】
 - ②計画的な教員確保・・・・・・・・・・【教職員課】
 - ③教員採用試験による適性のある優れた人材の確保・・・・・・・・・・【教職員課】
 - ④英語力のある教員の養成（主要施策8—1(5)再掲）・・・・・・・・・・【教職員課】
- 3 信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮
 - ①研修体系の見直しと今日的課題に対応した
研修の充実・・・・・・・・・・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ②教員の担任力の向上（主要施策11—1再掲）【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ③大学との連携・協働による教員の指導力向上・・・・・・・・・・【高校教育課、教育センター】
 - ④次世代リーダーの育成・・・・・・・・・・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ⑤経営能力に優れた管理職の登用・・・・・・・・・・【教職員課】
 - ⑥マネジメント能力の高い管理職の育成・【教育センター、義務教育課、高校教育課】
 - ⑦適切な評価制度の構築・・・・・・・・・・【教職員課】
- 4 体罰根絶に向けた取組みの徹底
 - ①学校現場での体罰防止の徹底・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ②スポーツの指導現場からの体罰防止の徹底・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】

5 教職員の健康管理

- ①各種健診事業による疾病の早期発見・早期治療・・・・・・・・・・【福利課】
- ②メンタルヘルス対策の充実・・・・・・・・・・【福利課】
- ③教員の多忙化解消（主要施策 11—1 再掲）・・・・・・・・・・【教職員課】

6 安心安全な教育環境の整備

(1) 安心安全で良好な学校施設の整備

- ①耐震改修が困難な県立学校校舎の計画的な改築等の推進等・・・・・・・・・・【総務課】
- ②市町村立小・中学校の校舎及び非構造部材の耐震化の促進・・・・・・・・・・【総務課】
- ③既存の県立学校施設の長寿命化の推進・・・・・・・・・・【総務課】
- ④環境に配慮した学校施設整備の推進・・・・・・・・・・【総務課】

(2) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

- ①子どもの主体的に行動する態度の育成・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ②安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ③安全教育に係る教職員の資質・能力の向上・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】

(3) 学校における安全管理（防災管理）の充実と組織活動の体制整備

- ①学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・改善等・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ②関係機関との連携による組織的な対応の充実・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ③学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実【スポーツ保健課】
- ④AEDの適切な配置と周知等及び講習会の開催による
安全体制の整備・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1-①】学校の教育課題への対応（（主要施策7-1-②参照）

【1-②】教員の担任力の向上

- 信頼される教員の育成と能力の発揮を目指し、より充実した教員研修を体系化し、実施するために、教員研修体系検討委員会を開催し、協議を行った。
- 基本研修においては、担任力に関する研修の比率を高く設定した。特に初任者に対する担任力の育成を重視し、初任者研修県教育センター研修については、全講座数の約8割を占める講座数を、担任力に関する講座とした。初任者研修校内研修においては、教科または教科・領域等の指導時間を、小学校・中学校・特別支援学校では75時間以上（全校内研修時間は150～180時間）、高等学校では全体の50%以上確保することを、各学校に求めた。山形県教員「指標」においては、教諭用指標A「教職の実践に関する資質・能力」を担任力に関する項目とし、教員に対する周知を図った。
- 「児童・生徒指導力」、「集団指導の力」、「学級づくりの力」等の実践力の向上を図るために基本研修の見直しを図った。（平成30年度から）
- 今後も教職の実践に関する資質能力を向上させる研修の充実を図る。
- 各学校においては担任力の重要性がよく理解されており、初任者研修校内研修においては、県教育委員会が示す下限を大きく上回って実施された。例えば小学校・中学校・義務教育学校では、校内研修時間全体の約86%（平成29年度初任者の平均）を占

めている。校外研修では、教科指導や振り返りシートの活用を通して、個々の初任者
がもつ困り感の発見に努め、担当指導主事が助言等を行うことができた。

- 教員が、山形県教員「指標」を道しるべとして担任力を身に付けていくことができる
ように、教員のキャリアステージに応じた研修の整備を進める必要がある。

【1-③】学校経営の選択と集中

【1-④】教員の多忙化解消

- 「教師のゆとり創造の取組み指針」に基づき、各学校の実態に応じた取組みを進め、
教員が子どもと向き合う教育を充実するため、業務の見直しに取り組んできた。平成
29年度から「教員の働き方改革プロジェクトチーム」を庁内に設置し、各課横断的な
議論を進め、平成30年4月には、対応の方向性として概ね4つの方策を示した「学校
における働き方改革の取組み手引」をまとめ、各学校及び市町村教育委員会に配付し
た。また、平成30年度から、スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員を小・
中学校に配置した。
- 会議や行事の精選、定時退校日等、本手引を活用した各学校における取組みが進めら
れている。また、スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置により、配
置校の教員の総勤務時間数が減少した。
- 本手引の一層の活用を図るとともに、各学校の取組み事例や成果のあった取組みのプ
ロセス等を収集し、手引に追加することで厚みを持たせ、より活用しやすくする。ま
た、スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員についての効果検証を進め、配
置の拡充を国へ働きかけていく。更に、継続課題であるタイムカードなどによる勤務
時間の客観的な把握や校務支援システムの導入などについても議論を進めていく必要
がある。

【2-①】大学と連携した戦略的な教員養成の展開

- 山形県教育委員会と県内教職課程認定大学（山形大学、東北芸術工科大学、東北公益
文科大学、東北文教大学、県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学、羽陽短期大学）等
で組織する「山形県教員資質向上協議会」を設置し、本県が求める教員像及び教員の
志願、養成、採用、研修等の在り方について検討し、山形県教員「指標」の策定に向
けた協議を行った。
- 「山形県教員資質向上協議会」での協議を踏まえ、平成29年度に山形県教員「指標」
を策定し、「指標」に基づく研修計画を策定することができた。
- 山形県教員「指標」及び研修計画に基づき、教員の志願、養成、採用、研修に関する
実効的な取組みを進める必要がある。

【2-②】計画的な教員確保

- 新規大学卒業者を対象とした大学別ガイダンスに加えて、出身・所属大学や新卒・既
卒等を問わない形式で実施するオープン参加型のガイダンスを、平成29年から東京で
実施した。平成30年からは東京での実施回数を増やし、同様のガイダンスを仙台市と

山形市で新たに実施した。

- ガイダンスでは、採用選考試験の情報が不足しがちな既卒者に対して個別の相談も実施しており、ガイダンス参加者の大半が出願に結びついている。
- ガイダンス実施の周知や申込みについて、県HP及び「やまがたe申請」をより積極的に活用する。

【2-③】教員採用試験による適性のある優れた人材の確保

- 本県における任用実績のある臨時的任用職員を対象とした講師等特別選考を平成27年から新たに実施した。その後、本県以外で正規職員として採用されている教職員を対象とした現職教員特別選考と合わせて、より多くの者が志願できるよう資格要件を順次改善した。
- 制度の周知が進み、講師等特別選考と現職教員特別選考の志願者数及び合格者数は伸びており、これまでの経験に基づいた活躍をしている。
- 面接や模擬授業については、専門性や適性をより把握できるよう、毎年度の工夫と改善が必要である。

【3-①】研修体系の見直しと今日的課題に対応した研修の充実

- 信頼される教員の育成と能力の発揮を目指し、より充実した教員研修を体系化し、実施するために、教員研修体系検討委員会を開催し、協議を行った。
- 山形県教員「指標」を踏まえ、教員のキャリアステージに応じた研修体系を編成した。今日的課題に対応した研修の整備を目指し、初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修においては平成30年度より改定し、専門研修においては講座を新設した。山形大学と県教育センターから委員を選出した「探究型学習推進教員養成プログラム開発検討委員会」を設置し、協議した。
- 「探究型学習推進教員養成プログラム開発検討委員会」では第1回委員会を開催し、調査研究を行っている。
- 研修講座内容を見直し、精選することで研修の充実と研修にかかる教員の負担軽減を図り、研修効果を向上させる研修計画を策定した。基本研修や専門研修等において、チームとして組織的に課題を解決するために取り組む力、本県教育の重点項目である探究型学習を推進する力、教員としての正しい倫理観を持ち、職場の範となる言動ができる力等、教員としての資質向上を図る研修を充実させた。
- 初任者研修では、初任者に実践的指導力を習得させるため、校内研修をより充実するよう改定した。中堅教諭等資質向上研修では、ミドルリーダーの育成が喫緊の課題であることを受け、そのために必要なファシリテーション等の力量の向上を目指した研修内容に改定した。いずれも平成30年度より実施することができた。
- 多様化・高度化する課題に対応するために、小学校外国語やICT活用等に関する講座の新設、管理職を対象とした学校マネジメント講座の新設及び課題に造詣の深い中央講師の招聘により、専門研修を開催できた。(すべて今年度が改定年度であり、成果は年度末に集約する予定である。)
- 山形県教員「指標」及び研修計画に基づいた研修が行われるよう、研修運営の整備を

進める必要がある。また、国の動向及び出前サポート等の機会を活用しながら、教員及び社会のニーズを捉え、研修に取り入れていく必要がある。

【3-②】教員の担任力向上（主要施策11-1再掲）

【3-③】大学との連携・協働による教員の指導力向上

- 山形大学教職大学院へ現職教員を派遣し、現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図った。
- 県教育委員会主催の研修や県教育センターで開催している各講座において地元大学や専門的研究を行っている中央の大学から多くの講師を招聘し、講義を行った。
- 教職大学院では教職に関する高度な専門性、実践的指導力を身に付けることができた。
- 県教育センターでは多様な講師陣を迎え研修方法を工夫したことによって、教科・領域等の基礎理論や専門的指導内容の充実を図られ、幅広い知見を得ることができた。
- 今後も山形大学教職大学院との連携を図りながら現職教員の派遣を継続的に行い、本県教育の充実発展に資する。
- 県教育センターにおける研修では本県教育の重点目標に沿った研修が実施できるよう各大学との継続した連携を図っていくことが必要である。

【3-④】次世代リーダーの育成

- 教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、学校においてミドルリーダーとしての活躍を期待されている「中堅教諭等資質向上研修」の充実を図った。
- 教職大学院や長期研修等の研修を通して、次世代リーダーを育成している。
- 教職大学院や長期研修に加え、平成30年度から開設されている「次世代リーダー育成研修」に教員を派遣し、学校組織マネジメントや校内研修プログラム等について学び、研修成果を学校に還元している。
- 目標とする資質能力に合わせ研修や、研修者の振り返り期間を確保するなど実施時間の弾力化を図った。
- 今後も学び続ける教師の育成の観点から、受講者個々の状況に応じた研修を受講できるように体制を整える。

【3-⑤】経営能力に優れた管理職の登用

- 本県教育委員会の「公立学校教職員人事異動方針」並びに「教職員人事異動実施要領」に基づき、第6次山形県教育振興計画が示す指針等を踏まえながら、教育課題解決に成果を上げ、かつ、山形県教員研修体系における「研修でつける力」の各項目に優れた、意欲のある、また信頼されている教員を、自薦制により募り、管理職選考試験を実施し、管理能力や人材育成能力に優れた管理職を登用してきた。
女性管理職については、力量のある女性教諭を校内等の重要なポストに配置することにも配慮しながら、OJTを通じた育成、管理職からの啓蒙等により、公正・公平な視点の上で、積極的に女性管理職を登用してきた。
- 女性管理職の積極的な登用により、女性が働きやすく、能力を発揮できる職場環境を

整備することができた。

- 自薦制による優れた管理職の登用のためにも、校内におけるOJTを通した、更なる人材の育成、特に次代を担う若手の人材育成について体制を整えていく必要がある。

【3-⑥】マネジメント能力の高い管理職の育成

【3-⑦】適切な評価制度の構築

- 平成28年度から平成29年度まで年2回評価者研修会を行った。
 - 1回目は外部講師を招いて評価制度の運用について、2回目は参加者の情報交換を交えながら、評価制度の確認と給与との関わりについて研修を行った。
 - 平成30年度は一定程度制度の周知がなされたことから、1回目は新採教頭及び校長と希望者の参加の研修としている。
- 研修を年2回行ったことで、制度の周知がなされた。
- 今後も適正な評価を行うための継続的な研修及び被評価者研修が必要である。

【4-①】学校現場での体罰防止の徹底

【5-①】各種健診事業による疾病の早期発見・早期治療

- 定期健康診断等各種健診事業を適切に実施するとともに、個別訪問等による特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を図った。更に、精密検査受診率の低い学校への訪問や各種会議等における受診勧奨依頼等を行った。
- 健診受診及び精密検査受診の重要性についての認識が高まった。
- 精密検査受診率については頭打ちの傾向にあるため、引き続き効果的な啓発・勧奨を実施する必要がある。

【5-②】メンタルヘルス対策の充実

- 疾病に対する正しい知識やセルフケアの普及、ラインケアの強化を図るため、メンタルヘルスセミナーを実施したほか、相談体制の充実を図った。また、メンタルヘルス不調の未然防止や職場環境改善のため、ストレスチェック制度を実施した。
- 研修により管理監督者及び一般職員のメンタルヘルスケアへの認識が高まった。また、ストレスチェックの結果を衛生委員会等に報告することで、認識の共有や業務改善の取組みの促進につながった。
- 精神疾患による長期休業者数は横ばい傾向のため、引き続きセミナーを中心とした啓発事業の推進や相談窓口の周知広報の強化、ストレスチェック制度の実施率の向上と高ストレス者への対応が必要である。

【5-③】教員の多忙化解消（主要施策11-1-④参照）

【6-(1)-①】耐震改修が困難な県立学校校舎の計画的な改築等の推進等

- 耐震性のない山形工業高等学校の校舎及び体育館、並びに鶴岡工業高等学校の体育館

について改築を実施し、寒河江工業高等学校及び庄内総合高等学校の改築についても、計画的に作業を進めている。

非構造部材の耐震化については、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策を実施した。

○耐震化は計画的に進んでおり、35年度中には耐震化が完了する予定となっている。

吊り天井の耐震化については、27年度末までに完了している。

●耐震化未了の学校については、引き続き計画的な改築を進めていく必要がある。

天井材以外の非構造部材については、経年劣化によっても危険となることから、毎年の点検によって危険箇所を把握し、適切に対応していく必要がある。

【6－（１）－②】市町村立小・中学校の校舎及び非構造部材の耐震化の促進

□市町村においては、まずは校舎等の耐震化の取組みを先行して進めている。

○校舎及び非構造部材とも、耐震化の完了していない施設は着実に減少している。

●耐震化が完了していない施設のある市町村教育委員会に対しては、国庫補助を活用し、早期に耐震化が完了するよう要請していくとともに、非構造部材の点検の確実な実施を要請し、危険箇所の解消に向けて働きかけていく必要がある。

政府等に対しては、市町村が計画している学校施設の耐震化事業の国庫補助が採択されるよう、引き続き働きかけていく必要がある。

【6－（１）－③】既存の県立学校施設の長寿命化の推進

□県立学校施設の長寿命化計画の策定に向けた準備として、学校施設の劣化度調査を実施したほか、建築基準法に基づく定期点検の結果等を踏まえて、県立学校施設の実態を把握した。

○県立学校施設の実態把握及び県有財産総合管理推進本部から示される予定の施設アセスメントの評価結果を踏まえ、学校施設整備の基本的な方針等を含む、長寿命化計画を策定していく。

●長寿命化の実施計画に盛り込む対象は、大規模な改修や劣化等への対応だけでなく、学校施設に求められている新たな課題への対応等多岐にわたることから、財政状況を踏まえて盛り込む内容を精査し、実効性のある計画にしていく必要がある。

【6－（１）－④】環境に配慮した学校施設整備の推進

□県立学校に太陽光発電設備やバイオマスボイラーなどを設置するとともに、可能な施設は木造により整備し、木造以外の施設については内装等を木質化して整備した。

○再生可能エネルギーの導入や建物の木造・木質化など、環境に配慮した施設整備が図られた。

●県立学校施設の新築・改築時には、再生可能エネルギーの導入を図るとともに、可能な施設は木造で整備し、木造以外の施設についても内装等を木質化するなど、引き続き環境に配慮した施設整備を進めていく必要がある。

【6－（２）－①】子どもの主体的に行動する態度の育成

□教職員や児童生徒、保護者、地域が連携し、安全教育・安全管理の徹底を目的とした

「学校安全旬間」を6月に設定し、毎年度の課題に即した重点項目を定めるなどして、安全教育・安全管理の検証を行った。また、各学校が作成している学校安全計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて体系的な安全教育を実施した。

- すべての公立学校において学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証を図り、安全教育・安全管理の充実が図られた。さらに、警察や防犯協会等による安全教室の実施など、関係機関と連携を図り、安全教育を行った。また、学校安全計画に基づき、各教科の特性に応じた安全教育を実施した。避難訓練においては、緊急地震速報の警報音を取り入れることや、「落ちてこない、たおれてこない、移動してこない」場所にすぐに身を寄せる訓練、前ぶれなく抜き打ちで行う訓練等を実施することで、「危険予測・危険回避能力の育成」を図ることができた。
- 「主体的に行動する態度」を育成するために、カリキュラムマネジメントによる学校安全計画の作成及び安全教育の更なる充実が必要である。

【6－（2）－②】安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上

- 県教育委員会作成の「防災教育指導の手引（平成24年6月）」「防災教育用啓発資料（平成24年6月）」「雪の中の安全（平成24年11月）」「山形県にある火山～火山災害に備える～（平成29年6月）」「竜巻から身を守ろう（平成29年6月）」の指導資料を活用し、各地域の実情に応じた安全教育を実施した。
- 指導資料を各学校で活用し、各地域の実情に応じた安全教育を実施することで、児童生徒の危険予測・危険回避能力や進んで他の人々や集団、地域の安全に貢献する態度の育成を図ることができた。
- 進んで地域の安全等に貢献しようとする態度を育成するために、より多くの学校で県が作成した指導資料を活用するなど、安全教育のより一層の充実を図っていく必要がある。

【6－（2）－③】安全教育に係る教職員の資質・能力の向上

- 「子どものいのちを守る」学校安全教室推進事業において、地震や津波、火山、風水害・土砂災害等の災害安全や、登下校時における安全確保等の生活安全について、地域の実情に合わせたテーマを設定して「学校安全指導者研修会」を毎年開催した。
- 研修会において、防災や防犯の専門家による最新の知見を踏まえた講演や各学校における実践についての発表、パネルディスカッションによる研究協議等を実施し、教職員の安全教育に関する資質・能力の向上を図ることができた。また、その研修を受けて、校内において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行い、安全教育・安全管理の充実が図られた。
- 多様な災害や犯罪等に対応できるよう、研修会の内容を吟味し、教職員の資質・能力の更なる向上を図る必要がある。

【6－（3）－①】学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・改善等

- 毎年度実施の学校保健・安全関係調査や「学校安全旬間」を毎年6月に設定し、学校安全計画や危機管理マニュアルの検証、見直しなど、重点的に取り組む期間を設け、実

効性のある学校安全計画や危機管理マニュアルにするための検証を行った。

大規模災害時の学校の対応については、市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所になった場合を想定して、学校避難所運営方策の検証・整備を行い、避難所開設手順や備蓄について、危機管理マニュアルに盛り込むよう促した。

- 毎年度、学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証と改善を図ることにより、より実効性のある学校安全計画、危機管理マニュアルに随時見直しされ、各学校の実情に応じた学校安全体制が構築されている。
- 子どもの安全をおびやかす事件・事故・災害が複雑化、多様化している状況を重く受け止め、今後も各学校における危険を的確に把握し、随時見直しを図るなど、実効性のある計画、マニュアルの作成に努めていく必要がある。

【6－（3）－②】関係機関との連携による組織的な対応の充実

- 毎年度実施している学校安全指導者研修会において、学校における安全管理や家庭・地域・関係機関等と連携した総合的かつ効果的な安全施策等に関する実践発表、研究協議等を行った。

通学路の安全確保については、通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、警察、道路管理者等関係機関と連携し通学路の合同点検を行い、安全対策を検討、実施した。また、専門家による指導・助言が必要な市町村には通学路安全対策アドバイザーを派遣した。

- 家庭やPTA、警察との協力・連携や「消防署員参加による危機管理委員会の実施」、「津波を想定した地区防災訓練と連携した取組み」など、各学校の実情に応じて様々な機関との連携が進んでいる。

関係機関の合同点検により対策が必要とされた箇所について、グリーンベルトの設置や再塗装、交通規制や横断歩道の設置、通学路の変更や見守り活動など、各機関の役割を踏まえて必要な安全対策を実施し、安全確保を行うことができた。

- 今後も関係機関との連携を強化すべく、先進事例等を周知・普及していく必要がある。また、通学路については、冬期の通学路は積雪や凍結により、その環境が著しく悪化するため、冬期の通学路の安全確保が必要である。

【6－（3）－③】学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実

- 地域学校安全指導員を県内19市町村に配置し、地域ぐるみで児童生徒の安全を見守る体制を整備してきた。また、各市町村教育委員会学校安全担当者との連絡協議会を年3回開催し情報交換を行い、児童生徒を見守る体制を充実させた。さらに、学校安全ボランティア養成講習会を開催し、見守りの担い手の人材育成を図ってきた。

- 地域学校安全指導員が担当地域内の学校に巡回訪問を行い、各学校・地域における学校安全ボランティアの現状や課題を把握し、アドバイスや情報提供を行い、各地区の学校安全の体制づくりが図られた。また、学校・家庭・地域が連携を図り、可能な限り「1人区間」をなくすために、児童に付き添う等地域の実情に応じた方法で安全確保が図られた。

●地域学校安全指導員の高齢化やなり手不足のため、人材確保が急務である。また、学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合について増加していることから、学校における安全管理の一層の充実を図るため、今後も関係機関や家庭・地域との連携に努めるとともに、児童生徒の危険予測・回避等の能力が育成されるよう各教科、学級活動、児童生徒会活動及び学校行事等、様々な機会を捉え、指導の充実を図っていくことが必要である。

【6－（3）－④】AEDの適切な配置と周知等及び講習会の開催による安全体制の整備

□AEDの適切な配置については、国の通知を受け、周知している。またAEDの操作法を含めた心肺蘇生法実技講習会を開催し、教職員の心肺蘇生法（AED使用を含む）の技能の向上を図るとともに、各学校における実効性のあるマニュアル作成について促した。

○AEDの設置状況については、県内公立学校はすべて設置済みである。マニュアル作成については、課外活動中（主に部活動を想定）の体制整備率が中学校90・9%、高等学校（全日制・定時制含む）98.0%と年々整備率が向上している

●夜間休日等、校舎施錠時に使用できるよう実効性のあるマニュアル作りが当面の課題である。また、今後も引き続き各学校において実施している心肺蘇生法講習会等でAEDの操作法を含めた心肺蘇生法の技能の向上について推進していく必要がある。

関連データ（◇）

◇安全安心な教育環境の整備

・学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合

（独立行政法人日本スポーツ振興センター資料）

小・中・高：7.4%（H24）→8.0%（H29）

| 主要施策 12 時代の進展に対応した学校づくりの推進 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童生徒数の減少に伴い、学校規模の縮小が懸念される中で、多様なニーズに応えられる学校づくりを進める。 | |
| 主な取組みと担当課（室）等 | 【担当課（室）等】 |
| (1) 県立高校の将来の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <ul style="list-style-type: none"> ① 中学校卒業生数に応じた入学定員の設定 ② 県立高校の再編整備に関する基本方針 ③ 各学科の配置 ④ 特色ある学校の配置 ⑤ 各地区の県立高校の再編整備 (2) 特色ある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3) 市町村による「活力ある学校」づくりに向けた取組みへの支援・・・ (4) 子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築への対応 (5) シンクタンク機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 【高校改革推進室】 【高校教育課、総務課】 【義務教育課】 【義務教育課、総務課】 【教育センター、高校教育課】 |
| これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●） | |
| 【(1) - ①】 中学校卒業生数に応じた入学定員の設定 <input type="checkbox"/> 6 教振期間中に 35 学級程度削減することとしており、年次計画については、中学生の進路選択に配慮し、順次 3 年度先まで策定・公表し、対象校及び学科の選定にあたっては、中学校卒業生数の推移、学科バランス、学級減の経緯、志願倍率、地域・産業界のニーズ等を総合的に勘案している。 <input type="checkbox"/> 平成 30 年 3 月に平成 32 年度までの年次計画を公表し、平成 27 年度から通算して、20 学級削減することになる。高校入学者の公私比率は県全体で概ね 7 : 3 を維持している。 <input checked="" type="checkbox"/> さらに 15 学級程度の削減を進めるにあたり、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図るため、学校の統廃合を含む高校再編整備が必要となる。 | |
| 【(1) - ②】 県立高校の再編整備に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 2 学級規模の学校の学級減並びに 1 学級規模校の募集停止の基準については、小規模校の存続に、より配慮したものとするとともに、基準の適用にあたっては、学科等の特殊性や交通事情等地域の実情も考慮しながら進めている。 <input type="checkbox"/> 加茂水産高校については、県内で唯一の水産科という学科の特殊性に配慮し、2 学級を維持している。また、小国高校については、平成 31 年度に 1 学級となるが、近隣高校との距離が遠いため、適切な管理運営が行えるよう、校長を配置し本校のままとしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模校については、地域づくりの核として、欠かせないという声もある。今後も地域の声を聞きながら、実情に応じた再編整備等を推進する必要がある。 | |

【(1) -③】各学科の配置

- 普通科及び普通系の専門学科については、「探究科等新学科設置及び普通科活性化に係る検討委員会」(平成27年度)を設置し、新たな学科の設置や普通科高校の活性化策について検討した。総合学科については、未設置の飽海地区への設置を検討した。
- 平成30年度に山形東高校、米沢興譲館高校、酒田東高校の3校に探究科を、寒河江高校、新庄北高校、長井高校に普通科探究コースを設置した。また、平成27年度に遊佐高校の普通科を総合学科に改編した。
- 高校による地域の活性化や産業人材の育成にも配慮し、地域の実情や学科の特殊性を踏まえた再編整備の取組みが必要である。

【(1) -④】特色ある学校の配置

- 併設型中高一貫教育校については、内陸地区のモデル校の開校準備を進めた。全日制の普通科単位制高校については、未設置の東南村山地区への導入を検討した。夜間定時制については状況が整った地区から昼間定時制への移行をしている。
- 平成28年度に県内初の併設型中高一貫教育校として、東桜学館中学校・高等学校が開校した。平成29年度に山形西高校が単位制高校となった。平成30年度に酒田西高校定時制が昼間定時制に移行した。また、平成34年度に庄内総合高校に昼間定時制及び通信制を併設することとなった。
- 庄内地区への中高一貫教育校の設置については、地域の声を聞きながら継続して検討を進める必要がある。総合学科については、最上地区への設置、昼間定時制については、最上地区及び置賜地区への設置が課題となっている。

【(1) -⑤】各地区の県立高校の再編整備

- 「東南置賜地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会」(平成29年度～30年度)を設置し、具体的な改革に着手した。田川地区については、平成29年10月に第2次計画骨子案を公表し、検討を続けている。
- 東南置賜地区については、平成30年7月に検討委員会より報告書の提出があり、再編整備の方向性が示された。田川地区については、平成30年12月に「鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会」の意見がまとめられた。
- 東南置賜地区については、平成31年3月以降の再編整備計画案の公表に向け、検討を進める必要がある。田川地区については、地域の理解を得ながら計画を進める必要がある。最上地区については、6教振後半に具体的な学校配置について検討する必要がある。

【(2)】特色ある学校づくり

- 各県立高等学校(進学重点校を除く)及び県立中学校に裁量予算を配当し、各校の課題解決に向けた取組みを支援した。
- 生徒の主体的に学ぶ姿勢の醸成や地域に貢献する意欲の向上につながった。
- 取組を通して参加したコンテスト等における入賞、ボランティア等の取組みに対する感謝状、地域からの声などによる有形無形の評価を得た。

●学校関係者評価による事業評価（数値化）の実施

【(3)】市町村による「活力ある学校」づくりに向けた取組みへの支援

- 「活力ある学校」づくりに向けた市町村の自主的な検討を尊重し、その実現を図るための取組みを支援している。
- 平成30年度から、起業家精神の基盤となるマインドの醸成を目的として、小学校を対象に「子どもベンチャーマインド育成事業」を実施しており、地域の特産品等を生かした農業体験や商品開発、販売活動等の取組みを行っている。
- 地域に誇れる小規模校支援事業の対象校である3校では、児童への教育を充実させたり、地域コミュニティの核としての学校の役割を果たしたりしている。
- 各学校の工夫により、地域の人材や特産品を活用した活動が進行中である。
- 今後さらに市町村等の取組みを支援していく必要がある。
- 事業実施校での取組みを県内に広く周知する必要がある。

【(4)】子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築への対応

- 学校制度やその運用等に関する調査研究を実施する上で、情報を収集している段階である。情報が集まり次第、準備・計画をする予定である。

【(5)】シンクタンク機能の充実

- 研究分野では、本県の教育目標のもと、調査研究に係る教育センターの機能を高め、学校教育の支援を行った。また、本県の教育課題を踏まえた実践的研究を推進し、研究成果の還元と有効な活用を行ってきた。
- 特別支援教育分野では、平成27年度に「管理職と担任のための特別支援学級の手引」を県教育センターのWebページからダウンロードできるようにした。また、平成28年度には「合理的配慮」の観点を示した増補版をアップした。このことにより、特別支援学級の適切な教育課程の実施と指導の充実を図った。多様な学びの場における特別な支援を必要とする児童生徒への対応について、教員の適切な理解と専門性向上の促進、新学習指導要領の理解と指導の充実の観点から研修講座や学校ニーズに応じた出前サポートを実施した。
- 教育相談分野では、いじめ防止対策支援プログラムの開発を進め、いじめの早期発見・早期対応並びにいじめの未然防止のためのハンドブックを作成した。
- 研究分野では、本県教育の目標に基づき、社会を生きる基盤となる確かな学力を育成し、学び続ける人を育てるため、学校や研究機関等と連携を図りながら、調査研究を進めた。特に探究型学習の理論普及・実践については、学校教育の支援や教員研修等を通して、その普及・還元を行うことができた。
- 特別支援教育分野では、研修講座や出前サポートを通して、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についてや特別支援学級や通級指導教室等、多様な学びの場における特別支援教育について理解が深まってきた。特に、発達障がいのある児童生徒についての理解と対応が進んできている。また、「合理的配慮」の考え方とその提供

についても理解が深まり、各学校において適切に実施されるようになってきた。

- 教育相談分野では、いじめ防止対策支援プログラムを、教育センターにおける基本研修や出前サポートで活用し、各学校の課題解決に貢献できた。
- 研究分野では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を踏まえ、新たな教育課題の調査研究を行うために組織体制の充実を進め、本県教育政策のシンクタンク機能の拡充を図る必要がある。
- 特別支援教育分野では、高等学校における特別な支援を必要とする生徒への対応と特別支援教育についての理解促進のために、各学校ニーズに応じた出前サポートを引き続き行っていく必要がある。新学習指導要領を踏まえた適切な教育課程の編成と指導の充実を図るための方策を工夫する必要がある。
- 教育相談分野では、いじめ防止対策支援プログラムの普及をさらに図るとともに、一層の研究の改善深化を行う必要がある。また、不登校の課題についても学校現場のニーズに沿った講座プログラムを研究する必要がある。

関連データ (◇)

- ◇ 中学校卒業生数 10,850人 (平成26年) 9,023人 (平成36年度見込み*)
※平成30年度学校基本調査速報値による
- ◇ 高校入学者の公私比率 68.5% (公立)、31.5% (私立) (平成30年度)
- ◇ 公立高校の学級減の公表 20学級 (平成32年度実施まで) /35学級 (計画期間中)

主要施策 13 私立学校の振興

公教育の一端を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重するとともに、本県教育の質の向上に資することができるよう、引き続き支援する。

主な取組みと担当課（室）等 **【担当課（室）等】**

- ①私立学校の振興・発展に向けた
私学助成・・・・・・・・・・ **【総務部・学事文書課、子育て推進部・子育て支援課】**
- ②保護者の負担軽減を図るための
支援・・・・・・・・・・ **【総務部・学事文書課、子育て推進部・子育て支援課】**
- ③私立学校の耐震化の
促進・・・・・・・・・・ **【総務部・学事文書課、子育て推進部・子育て支援課】**

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【①】私立学校の振興・発展に向けた私学助成

- 県では、私立学校の振興に資するため、私立高等学校の運営費を助成する一般補助金（全日制）について、標準運営費に対する補助率を段階的に引き上げ、平成 25 年度に 50%に到達して以降引き続き 50%を維持している。
- 平成 27 年 4 月 1 日に「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）」が施行され、県では、私立幼稚園の意向を踏まえ、新制度幼稚園や認定こども園等の新制度への移行が円滑に行われるよう支援してきた。
私立幼稚園の教育水準の維持向上と経営の健全性の向上を図るため、運営費を助成する一般補助金について、標準単価の県上乗せ分を拡充するなどその充実に努めてきた。
- 私立高等学校等の教育条件の維持向上と経営の健全性を高め、保護者の経済的負担の軽減を図っている。
- 「新制度」施行に伴い、情報提供等私立幼稚園に対し円滑な移行に向けて支援を実施してきた結果、新制度に移行した園が増加した。
- 生徒数の減少など私立学校の経営環境を見据え、今後の動向を踏まえながら支援の在り方について検討していく必要がある。
- 少子化や共働き家庭の増加による園児数の減少により、私立幼稚園の経営基盤が弱体化しており、引き続き適切に私学助成を行っていく必要がある。
新制度への移行を希望する施設が円滑に移行できるよう、引き続き支援を行っていく必要がある。

【②】保護者の負担軽減を図るための支援

- 世帯収入に応じて、国の就学支援金へ上乗せする形で私立高等学校等授業料軽減事業費補助金を支給している。補助額等は年々拡充しており、現在は世帯収入約 590 万円未満世帯まで補助を行っている。特に、世帯収入約 250 万円未満世帯では、平成 27 年度から授業料の実質無償化を達成している。
- 私立幼稚園に同一世帯から 2 人以上同時在園している場合に保育料の軽減措置をしている市町村に対し、交付金を交付している。

- 私立高等学校における経済的理由による退学者については、国の就学支援金制度が開始された平成 22 年度以降減少し、現在は一桁台で推移している。
- 近年の制度拡充により、世帯収入約 250 万円未満世帯においては授業料の実質無償化が図られる等、補助の充実が図られているが、その他の所得区分においては、依然として公私間格差がある。
- 平成 31 年 10 月から開始される幼児教育無償化を踏まえた対応をしていく必要がある。

【③】私立学校の耐震化の促進

- 私立高等学校施設整備費補助金において、平成 24 年度に耐震補強工事の補助率の引き上げが行われ、平成 26 年度からは、耐震改築への補助制度（補助率 1 / 5）が創設された。
- 私立幼稚園の耐震化について、安全性確保のため、国庫補助に加え県単独でかさ上げ補助を行い、施設の耐震化に対する支援を行ってきた。
- 県内私立高等学校 12 校において、耐震補強又は耐震改築に係る補助金が活用され、学校施設の耐震化が進められた。
- 施設の耐震化を促進してきた結果、多くの私立幼稚園で耐震化が進んだ。
- 資金繰り等が厳しく、未だ耐震化未対応の施設を有する私立高等学校も存在する。それらの学校に対しては、今後の計画について聞き取りを行う等、引き続き耐震化の実施を働きかけていく必要がある。
- 園児の安全性確保のため、全ての施設が耐震化の対応を行えるよう、県として引き続き支援を行っていく必要がある。

関連データ（◇）

②保護者の負担軽減を図るための支援

◇私立高等学校等授業料軽減事業費補助金支給実績

支給総額：223,860 千円（H26）→ 289,540 千円（H29）

対象者：3,498 人（H26）→ 4,463 人（H29）

③私立学校の耐震化の促進

◇私立高等学校の耐震化率

57.1%（H26）→ 89.2%（H30）

基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

山形には、緑あふれる豊かな自然、4つの地方ごとに特色のある歴史、草木塔などに象徴される生きとし生けるものを畏れ敬うという感性を大切にしてきた風土、世界で活躍した偉人や地域の発展に尽くした先人など、誇るべき「資源」があります。

グローバル化が進展する中、県民一人ひとりが自らの「心の拠りどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深めることは、山形の未来をひらく人づくりを進めるうえで極めて重要なことです。

各学校段階において、私たちの郷土である山形を知る学習や活動を推進することにより、郷土に誇りと愛着を持ち、地域で活躍する人、山形から離れても何らかの形で地域とつながる人を育成します。

また、山形には、国宝「縄文の女神」をはじめとする文化財や地域に残る伝統文化など、様々な山形の宝が数多く存在します。これら山形の宝を保存活用し、次世代に継承します。

主要施策 14 郷土愛を育む教育の推進

子どもたちが、各学校段階において、郷土の自然や風土、そこで培われた多彩な文化を体験し、地域の歴史、世界で活躍する偉人、地域の発展に尽くした先人を学ぶことにより、郷土を知り、郷土を愛する心を育む。

主な取り組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- ①地域の資源を活用した様々な体験活動等の推進・・・・・・・・・・【義務教育課、高校教育課、文化財・生涯学習課】
- ②「わたしたちの郷土・山形」を学ぶ地域教材の作成・活用・・・・・・・・・・【義務教育課、総務課】
- ③地域に根ざした学習活動の高校の教育計画への位置付け・・・・・・・・・・【高校教育課】
- ④食文化を理解し尊重する心の育成（主要施策6—2再掲）・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ⑤地域を知る生涯学習の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- ⑥県民の歌の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【総務課・教育庁各課】

これまでの取り組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【①】地域の資源を活用した様々な体験活動等の推進

- 郷土を理解し大切にすることを育む体験活動を推進する。
- 小・中・高を通じた「探究型学習」の推進を受け、平成28年度に、全県立高等学校における総合的な学習の時間について、指導計画の見直しを図った。
- 県立博物館では、本県の動物・植物・地学を学ぶ「自然学習会」において、親子一緒に植物、化石や鉱物などを野外で採集し、双眼実態顕微鏡で観察を行うなどの体験活動を行った。
- 平成29年度のプライム企画展においては、山形の民俗芸能を語るうえでも欠かせない存在である林家舞楽、尾花沢雅楽のミュージアムコンサートを実施した。また、平成30年度のプライム企画展においては、カゲヅ類の進化の空白を埋める世界的大発見となった「ヤマガタ 𪗇𪗇」を中心に、他のカゲヅと共に研究の歴史を振り返り進化の

ドラマを描いた展示を行った。手に持って形や感触を体感できる3Dデータを用いて作成したレプリカの「ハンズオン展示」や、自分でマウスを操作してコンピュータ画面で標本骨格を様々な角度から観察できる「体験型展示」を行った。プライム企画展開催期間には、「化石発掘体験教室」や「化石のレプリカづくり」など体験活動も併せて実施した。

- 学校の教育活動の様々な場面を活用し、地域で活躍する大人と触れ合ったり、地域の伝統芸能や祭りに参加したりするなどの体験活動を推進してきた。
- 総合的な学習の時間の学習活動場面において、「環境」「福祉・健康」「伝統と文化」「防災」「まちづくり」等の内容を扱う学校が増加した。
- 「自然学習会」やプライム企画展を通し、山形の宝でもある豊かな自然、郷土の歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深める機会の提供につながった。
- 社会参画活動やカリキュラム・マネジメントと関連させた取組を推進していく。
- 伝統文化等を学習場面で扱うことと、それら伝統文化の担い手になるかが連動するかどうかは別の問題となっている。
- 県立博物館は昭和46年開館の老朽化した施設であり、設備等も十分でないことから、山形の宝である大切な資料の適切な保存及び保管が困難な状況にある。

【②】「わたしたちの郷土・山形」を学ぶ地域教材の作成・活用

- 平成27年度に郷土を学ぶ副読本「郷土 Yamagata」を作成し、県内中学校及び高校等に配布した。また、平成28年度より、副読本等を活用しながら郷土について調べそのよさ等についてまとめたことを発表する「郷土 Yamagata ふるさと探究コンテスト」を開催し、郷土愛を育む取組みの普及を図った。さらに、平成29年度より、「新聞を活用した教育活動」の促進に取り組み、小中学校及び高校（高校はモデル校）の各学級で新聞を活用しながら郷土を知り、郷土のよさを再認識する学習等の充実を図った。
- 副読本「郷土 Yamagata」や新聞等を活用し、郷土について主体的かつ協働的に調べたことを発表し合うコンテストの開催により、コンテストの最優秀校の取組みが総務省の大臣賞を受賞するなど、各校における郷土愛醸成に係る優れた取組みの促進につながった。
- 各学校において、新学習指導要領に対応した教育課程の編成等に注力する中で、郷土愛醸成に関する学習を効率的かつ効果的に実施するための工夫が必要である。

【③】地域に根ざした学習活動の高校の教育計画への位置付け【高校教育課】

【④】食文化を理解し尊重する心の育成（主要施策6-2-④参照）

【⑤】地域を知る生涯学習の振興

- 山形県生涯学習センターで実施する「山形学」に関する事業の充実を図り、県民が自分の住む山形県について学ぶ機会を提供した。
- 「山形学」フォーラムや講座など、毎回様々なテーマで実施され、内容の充実が図られた。

- 県民のニーズを把握し、今後も有益な学びの場を提供できるように、更なる内容の充実を図る。

【⑥】 県民の歌の普及

- 平成 28 年度に、県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」を、各小・中・高校・特別支援学校の教育活動で積極的に活用するよう通知した。また、平成 30 年度は県立高校における学校行事等で「最上川」や「月山の雪」の斉唱等を積極的に行うよう通知し取り組みの促進を図った。
- 平成 28 年度において、学校行事で「最上川」の斉唱を実施する県立高校はなかったが、平成 30 年度には、10 校以上の県立高校の創立記念式典で斉唱が実施され、体育的行事における「月山の雪」の活用も含め、すべての県立高校の実情に応じた活用が検討されている。
- 市町村立学校においては、国歌、校歌に加え、市町村歌を歌う学校もあるなど、県民の歌やスポーツ県民歌を歌う時間を確保することが難しい状況にある。こうした中で、学校の実情に応じた効率的・効果的な活用の仕方を工夫する必要がある。

関連データ (◇)

◇ 社会との関わりに関する意識

- ・ 地域の行事に参加している児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)
小 : 86.3% (H26) → 80.9% (H29)、中 : 59.0% (H26) → 59.1% (H29)
- ・ 地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合
小 : 44.8% (H26) → 52.0% (H29)、中 : 34.5% (H26) → 44.5% (H29)

主要施策 15 山形の宝の保存活用・継承

地域にのこり守り伝えられてきた伝統文化や民俗芸能は、長い歴史と伝統の中で生まれ、有形・無形の文化財とともに未来に伝えるべき「山形の宝」である。これら山形の宝を『知る』『守る』『活かす』を基本に未来へ継承することで郷土への誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大につなげる。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- (1) 地域の貴重な資源である伝統文化の保存・伝承
 - ①ふるさと塾の取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②民俗芸能の伝承の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
- (2) 「未来に伝える山形の宝」登録制度による文化財の保存活用
 - ①「未来に伝える山形の宝」登録制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②最上川の文化遺産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
- (3) 指定文化財の拡大と保存活用の推進
 - ①新たな文化財の指定と保存修理等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②学校における文化財を活用した学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
- (4) 埋蔵文化財の保護
 - ①埋蔵文化財保護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②県・市町村の重要遺跡の調査、国史跡指定を目指した調査の実施と支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ③公益財団法人山形県埋蔵文化センターの今後の在り方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【(1) - ①】ふるさと塾の取組みの推進

- ふるさと塾活動に取り組む団体の活性化に向け、後継者の育成を図る出前講座や研修会の実施、情報発信のためのインターネットサイト「ふるさと塾アーカイブス」の運用、「ふるさと芸能のつどい」の開催による発表機会の創出、活動支援として市町村総合交付金の交付等を行った。
- 各教育事務所を通し事業の趣旨や登録するメリットをPRすることで、賛同団体数を着実に増加させ、ふるさと塾に対する気運を高めることができた。
- 出前講座を通し小学校と賛同団体をつなぐことで、より多くの児童に郷土のよさにふれる機会と地域の大人と関わる機会を創出することができた。
- 平成27年度より、アーカイブス内の活動動画を動画共有サイトへ登録することで、アクセス数が増加するなど更なる周知を図ることができた。
- 賛同団体数は増加しているものの、価値観の多様化や就労形態の変化、人口減少による後継者不足や、小学校の統廃合による活動拠点の消失など、団体が活動を維持するには厳しい状況が続いているため事業の継続が必要である。
- アーカイブスのアクセス数は増加傾向にあるものの、総数としては物足りない。英語表記化など新たな取組みも含めて、コンテンツの充実を図っていく必要がある。

【(1) -②】 民俗芸能の伝承の推進

- 県では「後継者の育成」「発表機会の創出・情報発信」「活動資金の確保」の三本柱によって民俗芸能のさらなる振興を目指してきた。民俗芸能活動の活発化と地域の活性化を図る為、地域ごとの芸能団体がかかえる問題を集約し、全県的及び総合的な解決策を検討するため、山形県民俗芸能団体懇話会を開催してきた。
- 山形県民俗芸能団体懇話会の開催によって、地域活性化や観光振興等を含めた幅広い視点を持ちながら具体事例の情報交換を行うことができた。
- 伝承文化支援研究センター主催の「伝承文化フェスティバル」や最上地区民俗芸能団体懇話会主催の「最上地区民俗芸能フェスティバル」が、今年度までにいずれも4回開催されてきた。民間団体が主体となり、地域の民俗芸能団体間のネットワーク化が進んできている。
- 小学校の統廃合により、団体が子ども達に伝承していくための機会と場所が失われつつある。また各団体の資金不足の解消は、まだ十分とは言えないため、引き続き山形県民俗芸能団体懇話会の中で全県的及び総合的な解決策を検討していく必要がある。

【(2) (3) -①】 「未来に伝える山形の宝」登録制度の活用、最上川の文化遺産、新たな文化財の指定と保存修理等への支援

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度を創設して以来、共通するテーマで結び付いた複数の文化財を地域において保存・活用する取組みを広く募集し、審査委員会の審査を経て、要件に合致するものについて「未来に伝える山形の宝」登録簿に掲載するとともに、登録証を交付してきた。さらに制度の普及啓発を目的に周知活動を実施し、登録団体・構成文化財等の知名度確立及びイベント等への誘客を図った。イベントの告知や実施後の成果等を効果的に情報発信できるようポータルサイトやロゴマークの利用促進について支援してきた。また、登録された取組みに対して、補助金の交付並びに外部資金の情報提供等による各団体の活動推進を総合的に支援してきた。
- 最上川の文化遺産を「未来に伝える山形の宝」登録制度の重点テーマとして位置づけ、「最上川流域の重要文化的景観」の選定、保存整備計画を目指す市町村を支援してきた。
- 新たな文化財の指定、文化財の保存・修理、維持管理のための助成を継続し、文化財の保存活用に努めてきた。
- 平成30年度までに「未来に伝える山形の宝」への登録件数は重点テーマ8件、推奨テーマ18件、合計26件(23市町村)となり、補助金を活用した保存修理や文化財活用をはじめ、登録テーマに沿った地域での主体的な取組みを充実させることができた。
- これまで途絶えていた民俗芸能の復活が実現し、山形の宝の保存・継承に寄与することができた。
- 最上川の文化遺産を、本県を象徴する文化遺産として磨き上げ、大江町「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」・長井市「最上川上流域における長井の町場景観」が重要文化的景観に選定され、「出羽三山『生まれかわりの旅』」・『山寺』と『紅花』が日本遺産に認定され、文化財を「知る」「活かす」取組みを一層推進することができた。

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度へ未だ登録のない市町村への働きかけを行い、県内に残る山形の宝を確実に継承していく。
- 引き続き、本県の山形の宝の情報を広く県内外に発信していく。
- 文化財保護法改正に伴い、文化財保存活用の基本的な方向性を検討していく。

【(3) - ②】学校における文化財を活用した学習の推進

- 児童生徒の本県の文化財に関する理解を深めるため、学校における文化財を活用した学習を推進してきた。
- チョウセンアカシジミや久保桜のような天然記念物の観察や、万世大路や清水城跡のような史跡・遺産の見学、各地域で継承されている民俗芸能の体験などを、県内各地域の小中学校において推進することによって、児童生徒の郷土に対する誇りと愛着を育むことができた。
- 新学習指導要領に則り、文化財を活用した学習活動についてさらに情報発信していく。

【(4) - ①②】埋蔵文化財保護体制の整備、県・市町村の重要遺跡の調査、国史跡指定を目指した調査の実施と支援

- 遺跡地図等の随時更新と公開、国・県等の開発事業に係る事業ヒアリングと分布調査の実施など、埋蔵文化財の適切な保護を行った。
- 出土品の収蔵場所を新たに確保すると共に、公益財団法人山形県埋蔵文化財センター、県内博物館・資料館と連携して出土品の保管と活用を行った。
- 市町村の埋蔵文化財担当職員への研修を行い調査技術等の向上を図ると共に、専門職員配置についての働きかけを行った。
 - 平成28年度から平成30年度まで毎年、独立行政法人国立博物館から依頼を受けて東京国立博物館や京都国立博物館に国宝土偶「縄文の女神」を出展している。パリで開催されたジャポニズム2018「縄文ー日本における美の誕生」展においても本県の「縄文の女神」が出展され、本県の文化財の魅力を国内外に発信することができた。
 - 埋蔵文化財を活用した出前授業を実施し、普及啓発を一層推進した。
- 指定史跡を目指した市町村の発掘調査の支援や国との調整を行い、新たに史跡の指定を受けた。(館山城跡(米沢市))
- 市町村の埋蔵文化財専門職員の配置を増やし、埋蔵文化財保護体制の強化を図る。
- 国宝「縄文の女神」をはじめとした埋蔵文化財を用いた普及啓発活動をさらに充実させ地域活性化や交流拡大につなげる。

【(4) - ③】公益財団法人山形県埋蔵文化センターの今後の在り方の検討

- 「公社等見直し計画」及び「公社等総点検」により、事業の見直しを実施した。
- 収入の確保(市町村事業の受託等)、支出の見直し(固定費の削減等)
- 事業量(収入)は公共事業の増減に連動するため、先の事業予測が難しく、法人の経営努力だけでは安定した事業量の確保ができない。

関連データ (◇)

◇山形の宝の保存活用・継承

- ・「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数

281団体 (H26) → 304団体 (H29)

基本方針Ⅷ 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する

本県は、教育県山形として、高い評価を得てきました。家庭・地域が学校を支え、地域社会が一体となって、一人ひとりの子どもたちの教育に関わってきたことが一つの要因です。

現在のように、学校教育に関する課題や期待が多様化・高度化する中で、学校だけの力で「人間力に満ちあふれる人」を育てていくことは困難です。

社会全体で学校や子どもの教育を支えていく気運を醸成するとともに、それぞれの地域の実情に応じて、学校と家庭・地域が連携・協働する取組みを推進します。

主要施策 16 学校と家庭・地域との連携・協働の推進

社会全体で学校や子どもの教育を支えていく気運を醸成するとともに、学校と家庭・地域が連携して地域の子どもたちを育むよう、地域の実情に応じ、学校支援地域本部や放課後子ども教室など、学校と家庭・地域の連携・協働体制の整備を促進する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 社会全体で教育を支え、教育に取り組む気運の醸成
 - ①やまがた教育の日を契機とした県民の教育に関する気運の醸成・・・【総務課】
 - ②社会全体で教育を支援する取組みの推進・・・【総務課、義務教育課、高校教育課】
- 2 学校と家庭・地域との連携・協働の推進
 - (1) 開かれた学校づくりの推進
 - ①情報提供の促進・・・【義務教育課、高校教育課】
 - ②学校と家庭・地域が連携した学校経営・・・【義務教育課、高校教育課】
 - (2) 学校と家庭・地域が連携・協働する環境づくりの推進
 - ①地域の実情に応じた体制づくりの推進・・・【生涯学習振興室】
 - ②土曜日の学習活動の普及・啓発・・・【義務教育課、生涯学習振興室】
 - ③土曜日の教育環境の整備・・・【義務教育課、生涯学習振興室】
 - (3) 学校と地域が一体となり、互いに補完し合う教育体制の推進
 - ①山形方式の総合的な地域本部の構築・普及・・・【生涯学習振興室、義務教育課】
 - ②地域や学校の実情を踏まえた学校運営協議会の設置・・・【義務教育課、高校教育課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1-①】やまがた教育の日を契機とした県民の教育に関する気運の醸成

- 平成27年度より、教育庁内に「やまがた教育の日」関連事業プロジェクトチームを設置し、「やまがた教育の日」ロゴマークの作成・活用等による教育委員会全体での周知・普及活動を推進してきた。また、11月の「やまがた教育月間」を重点期間として、PTAやNPO等と連携しながら、「子どもの生活リズム向上フォーラム」や「郷土 Yamagata ふるさと探究コンテスト」等の関連事業を実施し、「教育の日」及び「教育月間」の周知・普及を図ってきた。
- プロジェクトチーム設置による教育庁全体での取組みや、PTA及びNPO等との連携による関連事業実施等により、「やまがた教育の日」に関する各学校や保護者の認知

も広がってきている。

- 各学校の保護者及びPTAの役員については、児童生徒の卒業・進学等により変わっていくため、今後も関係各機関と連携した継続的な周知・普及活動を行っていく必要がある。

【1-②】社会全体で教育を支援する取組みの推進

- 平成30年度から、起業家精神の基盤となるマインドの醸成を目的として、小学校を対象に「子どもベンチャーマインド育成事業」を実施している。(再掲)
- 実践モデル校(3年間継続)においては、3年間を見通した年間計画を作成し、地域の企業や人材の協力を得ながらキャリア教育に取り組んでいる。
- 小学校においては職業現場の体験活動の実施状況が低く、地域企業との連携に課題がある。
- 事業の周知が必要である。

【2-(1)-①】情報提供の推進

- 学校と家庭・地域が連携して地域の子どもたちを育む地域学校協働活動の推進と本部の立ち上げを図った。また、放課後や土曜日における、子どもたち多様な体験活動の場の確保と地域住民の教育力向上を目的として「放課後子ども教室」の普及を図った。
- 『やまがた子育て5か条』の中で、「わが家の学びの充実に向けて」と題し、子供の探究心を生み出す大人の関わりについて発信できた。
- さらに家庭や地域社会の理解と協力を得られ、信頼される学校づくりが図られるようにしていく。

【2-(1)-②】学校と家庭・地域が連携・協働する環境づくりの推進

- 地域住民の意見を学校運営に取り入れるよう、学校評議員制度等を活用し、学校運営を推進している。
- 各高等学校において学校評価を行い教育活動や学校運営等について、組織的・継続的な改善を図った。また、その結果を公表し、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら開かれた学校づくりを進めた。
- 中学生を対象にした放課後等における学習支援「地域未来塾」の公開を通して、民間の学習塾がない等の教育環境格差の是正に向け、未実施市町村への普及を図ってきた。(H29年～)
- 市町村の実情に応じて、地域学校協働本部の立ち上げが浸透している。また、市町村における「放課後子ども教室」についての理解と普及が推進し、体験活動の充実が図られた。
- 外部アンケートや学校関係者評価、学校評議員会での意見交換等により、保護者や地域住民の学校への期待を的確に把握し、学校の現状や課題について共通に認識し、相互理解を深めることができた。
- 地域未来塾の実際の様子の見学、情報交換の場を設定することにより、新たに地域未来塾を実施する市町村が増え、中学生を支援する機会の創出に繋がった。

- 地域学校協働活動推進本部が立ち上がっていない地域に対して、今後も支援を継続していく。子どもたちの多様な体験活動の場の確保と地域住民の教育力向上を目的とする「放課後子ども教室」の本来の趣旨の理解を図り、更なる活動内容の充実を図る必要がある。
- 今後も学校と地域と連携したキャリア教育等、地域が主体となる活動を推進していく必要がある。
- 中学生への学習支援者には専門的な知識が不可欠であると思われ、引き受けてくれる地域ボランティアの確保が難しい。

【2－（2）－②】土曜日の学習活動の普及・啓発

【2－（3）－①】山形方式の総合的な地域本部の構築・普及

- 各教育事務所に連携協働サポートチームを設置し、市町村教育委員会訪問による実施状況や地域の実情の聞き取り、相談・助言等の実施を行うことにより、学校と地域が一体となって次代を担う子どもたちを育成できる体制づくりを推進してきた。
- 学校支援地域本部や放課後子ども教室を実施する市町村・学校が増え、地域で子どもを育てる体制づくりと気運の醸成が図られている。
- 山形方式の総合的な地域本部の構築に向け、学校支援活動と放課後子ども教室の取組を一体的に支えるための地域人材のネットワークづくりや地域学校協働活動推進員の配置を進めていく必要がある。

【2－（3）－②】地域や学校の実情を踏まえた学校運営協議会の設置

- 平成29年度より県立小国高等学校に学校運営協議会を設置した。
- 学校運営協議会を設置する学校が増えてきている。
- 小国町すべての小、中、高等学校が学校運営協議会を設置したことにより、小国町全体としたコミュニティ・スクールの実践が可能となった。さらに小国高等学校の教育目標を共有のもと、地域が様々な教育活動に参画できる機会をつくることのできた。

関連データ（◇）

◇学校運営協議会を設置する学校の増加

平成29年4月1日現在 32校

平成30年4月1日現在 36校

◇学校と地域が連携・協働している取組(H26)→(H29)

・学校支援地域本部

市町村数：21→24、本部数：62→85、実施学校数：83→117

・放課後子ども教室

市町村数：31→33、箇所数 107→108、実施学校数：126→118

(※放課後子ども教室の統合数による減)

基本方針区 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

本県は、社会教育の先進県として、青年団活動など公民館を拠点とした地域活動が活発に展開されてきました。この伝統・風土を受け継ぎ、公民館をはじめとする地域の学びの拠点を中心に、地域の核となる人材を育成し、多様な人々の協働体制の構築を支援します。地域コミュニティの活性化のためには、青少年の活躍が不可欠です。小学校高学年、中学生の段階からの地域活動への参画を推進するとともに、地域で活躍する青年リーダーを育成します。

さらに、子どもから高齢者まで、一人ひとりが地域の一員として活動できるよう、生涯学習を充実させ、その学習成果が地域づくりにつながる好循環を実現することで、活力あるコミュニティの形成を進めていきます。

主要施策 17 青少年の地域力発揮

少年期・青年期におけるボランティア活動や地域貢献活動などの多様な体験活動は、自立心や社会性、創造性を養ううえで、非常に大切であることから、中学生の地域活動や青少年ボランティア活動の活性化を図るとともに、地域で活躍する青年リーダーを育成し、活力ある地域コミュニティ形成につなげていく。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 ジュニア・リーダー活動の活性化
 - ①ジュニア・リーダーセミナーの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②中学生による地域活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ③各種社会教育団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- 2 青少年ボランティア活動の活性化
 - ①青少年ボランティア活動に関する意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②地域青少年ボランティアサークルの支援者等のスキルアップ・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ③地域人材の協力による活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ④地域青少年ボランティアサークルの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- 3 青年による地域活動の活性化と青年リーダーの育成
 - ①青年の地域活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②青年が地域活動を始めやすい環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ③地域活動に取り組む青年リーダーの育成
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室、子育て推進部・若者活躍・男女共同参画課】
 - ④青年グループの交流促進
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室、子育て推進部・若者活躍・男女共同参画課】
 - ⑤青年の活動に対する助成・顕彰
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【子育て推進部・若者活躍・男女共同参画課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1、2】ジュニア・リーダー活動の活性化、青少年ボランティア活動の活性化
 □青少年ボランティア活動の推進においては県青年の家を中央センターとして、ボランティア活動希望者と受入団体・機関をコーディネートするとともに、ボランティア活動を行ううえでの各種研修やボランティアサークルの交流会の開催、サークルの活動

状況などの情報発信を行っている。

また、4教育事務所を地区センターとして、「中学生ボランティアリーダーセミナー」と中高生を対象とした「地域青少年ボランティアサークルセミナー」を開催している。

- 県青年の家が取りまとめて情報発信した「夏の体験ボランティア」への参加生徒数が増加するなど、ボランティア活動への関心の高さは維持されている。
- 学校外で行われているボランティア活動に参加する高校生の割合を増やし、青少年の地域への関わりをいっそう推進していくことが必要である。
- 「中学生ボランティアリーダーセミナー」参加者の、YYボランティアサークルへの加入を促進し、YYボランティアサークル活動のいっそうの活性化を図る必要がある。

【3】青年による地域活動の活性化と青年リーダーの育成

- 地域で活動している青年を実行委員として、県内4地区で実行委員会が企画・運営する「高校生地域活動セミナー」を開催している。
- 次代の県づくりを担う若者の県政への参画を促進し、その声を県政に反映させていくことを目的として、平成23年12月から、県の審議会等への若者委員の登用を推進している。
- やまがたおこしあいネットの登録者数が、平成30年3月末時点で306団体。また、平成29年7月からは、若者たちが活躍しやすい気運を高めることを目的に、県内で活躍する若者たちが出演するラジオ番組を放送開始。平成29年度中に40名の若者が出演し、おこしあいネットでも周知している。
- 地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取組みなどを顕彰することにより、多くの若者を元気づけ、自信の創出を図り、若者が活躍できる風土づくりを推進するために、平成23年度から「輝けやまがた若者大賞」を実施している。
- 青年活動に対する助成事業としては、平成25年度からやまがた若者チャレンジ応援事業を行っており、平成30年度で、累計58団体、72企画を採択。
- 「高校生地域活動セミナー」に参加した高校生の多くが、地域活動に参加したいという意欲を示しており、効果があった。
- 審議会等への若者委員の登用状況については、平成28年度末に登用率100%を達成し、平成29年度も100%を維持している。
- おこしあいネットの登録者数が増加していることは、地域活動に前向きな若者たちが毎年、活動に挑戦できる環境づくりが進んでいるといえる。ラジオ番組の開始にともない、毎月の出演者である若者たちの交流につながっている。
- 「輝けやまがた若者大賞」については、平成30年度まで、累計44団体、5個人を顕彰し、地域で活躍する若者の活動を広く発信した。
- 若者が地域づくりの主体となれるよう資金面と伴走型の支援で、開始から6年間の実績を重ねており、若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくりが促進されてきたといえる。
- 地域課題への気づきと解決への取組みについて知り、地域活動に携わる青年と高校生をつなぐために「高校生地域活動セミナー」への参加者数を増加させることが必要である。

- おこしあいネットが開設されて、平成30年度で7年目になり、時代に合わせて、若者たちが活用しやすいホームページに内容を変えていく必要がある。
- 応募者が増える中で、採択されない団体も含めての活動フォローアップが必要だと考える。

関連データ (◇)

◇ボランティア活動への参加推進

- ・高校生のうち、ボランティア活動に参加した生徒の割合（県青年の家調べ）
77.8%（H26）→78.4%（H30）

◇青年による地域活動の活性化

- ・地域活動に取り組む青年グループ数（県青年の家調べ）
62団体（H25）→67団体（H30）

◇地域活動に取り組む青年リーダーの育成

- ・若者委員の登用率

H26年度末：82.8% H27年度末：88.0% H28年度末：100% H29年度末：100%

◇青年の活動に対する助成・顕彰

- ・輝けやまがた若者大賞の受賞者数

H26：5団体 H27：4団体 H28：5団体 H29：6団体 H30：4団体1個人

主要施策 18 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実

地域の教育力を高めるため、生涯学習の拠点としての県立図書館、県立博物館の情報センターとしての機能を強化することにより、県民の学習の場や、交流の場を提供する。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- 1 生涯学習推進体制の整備
 - ①県の生涯学習推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②県民の学習機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- 2 公民館等を拠点とした学びと実践の循環
 - ①関係部局等との連携による取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②講座開催情報等の提供による学習センター機能の充実・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ③地域における学びの機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ④地域住民の実践の場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ⑤退職者等の地域参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- 3 社会教育関係職員の育成・資質向上
 - ①市町村の生涯学習の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
 - ②社会教育主事の育成及び研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室、義務教育課】
 - ③高等教育機関との連携の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習振興室】
- 4 社会教育関連施設の充実と機能強化
 - (1) 県青年の家の機能の強化
 - ①青少年の学びの拠点としての機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②関係部局や団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - (2) 県少年自然の家の機能の充実
 - ①利用対象の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②活動プログラムや企画事業の開発・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ③地域の体験活動拠点としての機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ④管理運営の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - (3) 県立図書館の充実
 - ①地域の賑わいの拠点となる図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②情報センター機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ③読書に親しむ環境の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ④郷土資料等の情報発信強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - (4) 県立博物館の機能強化
 - ①学びと交流の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ②子どもたちへの教育の場としての整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ③学術研究や事業の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】
 - ④博物館の在り方の調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【文化財・生涯学習課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【1】生涯学習推進体制の整備

- 県民の学習意欲の喚起に資するため、市町村のニーズや評価を踏まえた第5次山形県生涯学習振興計画を策定、周知を図った。また、生涯学習推進委員会を開催し、関係機関と情報共有を図るとともに、効果的な事業連携を図ることで、県民にとって魅力ある学習機会の提供を行った。県生涯学習センターとの情報共有や事業連携を通して、講座や研修内容の充実を図った。また、県や市町村で開催される講座に関する情報を提供するなど、県民の主体的な学習を支援した。
- 関係機関と情報共有や効果的な事業連携を図ることで、様々な機会において学びの機会を県民に提供することができた。
- 第5次山形県生涯学習振興計画に示された内容を具現化するために、好事例を市町村に提示するなど、市町村と更なる連携を模索する必要がある。

【2】公民館等を拠点とした学びと実践の循環

- 公民館やコミュニティセンターをはじめとする社会教育施設において、幅広い分野の学習活動を展開し、学習者が学んだ成果を実践・発表することで地域に還元し、地域コミュニティの活性化を推進した。また、関係部局や市町村と連携し、退職教員等を地域住民の活躍をコーディネートする人材と位置付け、説明会等を実施し、積極的な協力を促した。
- 公民館等の社会教育施設で行われる「個人の要望」に係る講座だけでなく、地域づくりや防災関連など、「社会の要請」にこたえる多種多様な講座が実施された。
- 公民館等の事業実施数は増加しているが、成人一般や女性のみが参加する講座など、参加者数が伸び悩んでいる事業がみられる。事業の周知方法や事業内容の見直し等を奨励する必要がある。また、地域住民の核となって活躍する人材の発掘・育成に今後も継続して取り組む必要がある。

【3】社会教育関係職員の育成・資質向上

- 市町村の生涯学習の振興を支援するため、県生涯学習センターと連携して社会教育関係職員等を対象にした研修を実施した。また、教員だけでなく、市町村における社会教育主事養成を奨励するとともに、社会教育主事有資格者を対象とした研修会を実施し、知識やスキルの向上を図った。
- 市町村の社会教育関係職員等を対象にした研修については周知が図られ、初任者を中心に参加促進が図られてきたが、今後も参加者のニーズを的確に把握し、更なる研修内容の充実を図る必要がある。
- 社会教育主事養成が進んでいない市町村には、引き続き養成を促していく。また社会教育主事有資格者研修において地域学校協働活動の有効性に関する研修を実施し、地域の教育力向上についての理解を広める必要がある。

【4-（1）】県青年の家の機能の強化

- 県青年の家では「青少年ボランティアの育成・支援」「次代を担うリーダーの育成」「青

少年にかかわる現代的課題への対応」の三点を中核機能とし、それらの実現を目的とした主催事業を企画・運営した。

- 各事業に実習と異年代間の交流の機会を設けたことで、青少年に対して、社会貢献についての体験的な学習の提供と実践への動機づけを行う「学びの拠点」としての役割を果たすことができた。また、事業実施の過程で、市町村の社会教育担当者や県・市町村社会福祉協議会のボランティア担当者等と協力関係を構築することができた。
- 「学びの拠点」としての県青年の家の役割と主催事業の意義を広く知ってもらい事業参加者を確保するために、高等学校や大学等を定期的に訪問し、より緊密な関係の構築を目指す必要がある。

【4－（2）】県少年自然の家の機能の充実

- 県少年自然の家では平成28年度より順次指定管理者制度を導入してきた。これにより管理運営体制を強化するとともに、官民の連携により魅力ある活動プログラムや企画事業の開発・提供を進め、利用者数・利用者層の拡大に努めた。
- 指定管理者制度導入による混乱も懸念されたが、官民が協力体制を築き施設運営・事業運営に努めた結果、利用者の高い満足度を維持することができた。また、各施設で幅広い年齢層の利用を促すために幼児向け・大人向けの事業が実施され、好評を博した。指定管理者が実施する自主事業には地域住民が参加し、生涯学習の活動拠点としての機能が強化された。
- 各地域の小・中学校と連絡をとって情報交換を行い、利用促進や実施事業の日程調整等に活用していく必要がある。また、県職員と指定管理者との間で日々コミュニケーションをとり、さらに円滑な施設運営・事業運営を目指していくことが必要である。

【4－（3）】県立図書館の充実

- 平成27年度にニーズ調査を実施するとともに「県立図書館活性化検討委員会」を設置し、県立図書館の活性化について検討を行い、平成28年3月に「県民が集い・学ぶ 本のまち」を基本コンセプトとする「山形県立図書館活性化基本計画」を策定した。当計画に基づく大規模改修については、これまでに基本設計及び実施設計を完了し、平成30年9月に工事に着工した。また、「県立図書館活性化会議」を開催し、人が集う仕掛けづくり等について検討を行っている。様々なテーマで企画展示やイベント等を行い、生涯学習施設として情報発信を行うとともに、読書に親しむ環境の醸成を図った。郷土資料については、デジタル化を進めホームページで公開している。
- 大規模改修については現在工事を進めているところであり、平成31年9月に完了後、開館準備を経て平成31年度中にリニューアルオープンする予定である。図書館システム再構築に合わせて県内公立図書館検索横断システムについて拡充を行い、公立図書館間の連携の強化を図った。
- 新たな図書館においては、利用の促進及び県民サービスの向上を図るため、ICT活用の充実を一層進めるとともに、調査相談の充実、情報発信の強化、多様な主体と連携した賑わい創出など、さらなる管理運営の充実に取り組んでいく必要がある。

【(4-(4)-①②③) 県立博物館の機能強化

- 県立博物館では、本県の動物・植物・地学を学ぶ「自然学習会」において、親子一緒に植物、化石や鉱物などを野外で採集し、双眼実態顕微鏡で観察を行うなどの体験活動を行った。
- 平成 29 年度のプライム企画展においてはミュージアムコンサートを実施し、雅楽器に触れてみる体験コーナーも行った。平成 30 年度のプライム企画展においては、手に持って形や感触を体感できる 3D データを用いて作成したレプリカの「ハンズオン展示」や、自分でマウスを操作してコンピュータ画面で標本骨格を様々な角度から観察できる「体験型展示」を行うなど魅力ある企画展示を開催した。プライム企画展開催期間には、「化石発掘体験教室」や「化石のレプリカづくり」など体験活動も併せて実施した。
- 平成 30 年度の秋の博物館まつり及び移動博物館※において、東北芸術工科大学と連携して協働企画を実施したほか、平成 30 年度のプライム企画展では山形大学工学部、産業技術短期大学、県立寒河江工業高等学校、県立左沢高等学校とも連携し展示資料作成を行った。
※移動博物館とは、特別支援学校を含む県内各地の学校や公民館等の社会教育施設を会場に、日頃、博物館を訪れる機会の少ない児童生徒や地域の人々に、博物館資料の持つ迫力やおもしろさを「出前」することにより、本県の歴史文化や自然に関する理解を深めてもらう事業
- 「自然学習会」やプライム企画展を通し、山形の宝でもある豊かな自然、郷土の歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深める機会の提供につながった。
- 県内の高等教育機関及び高等学校と連携することで、博物館外の知見や機材等を活用することで、より質の高い情報や加工した資料の提供が可能になり、博物館の発信機能の向上につながった。
- 国宝土偶「縄文の女神」を最大限に活用し平成 27 年度まで入館者数は増加し続けたが平成 28 年度から減少に転じ、その減少傾向が続いている。新たな資料等を購入できない県立博物館においては、今あるものを見せ方や展示替えなどを工夫しながら、リピーターの増加、新たな入館者の増加につなげる必要がある。

【(4-(4)-④) 博物館の在り方の調査研究

- 平成 26 年度から県立博物館内部で検討会を設け、平成 28 年度までの 3 年間にわたり、博物館の将来構想に係る基礎的な考え方の整理を行った。
- 新博物館のコンセプト、形態、規模、財源、移転先など検討すべき課題が数多くあり、県全体の課題として、県の総合的な施策の方向性を踏まえながら対応していく必要がある。
- 県立博物館は開館 48 年目の老朽化した施設であり、設備等も十分でないことから、山形の宝である大切な資料の適切な保存及び保管が困難な状況にある。

関連データ (◇)

◇公民館等で開催されている各種事業・講座等への延べ参加人数

H 2 5 343,910 人

H 2 9 計画値 547,100 人⇒H 2 9 実績 521,730 ⇒3 0 計画値 547,200 人

◇青少年教育施設におけるアンケートによる利用者の満足度（5段階評価のうち「5満足」「4ほぼ満足」の合計）

| | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 青年の家 | 90% (H27) | 92% (H28) | 90% (H29) |
| 朝日少年自然の家 | 94% (H27) | 92% (H28) | 96% (H29) |
| 金峰少年自然の家 | 99% (H27) | 98% (H28) | 98% (H29) |
| 金峰分館海浜自然の家 | 95% (H27) | 97% (H28) | 95% (H29) |
| 飯豊少年自然の家 | 95% (H27) | 95% (H28) | 95% (H29) |
| 神室少年自然の家 | 93% (H27) | 95% (H28) | 96% (H29) |

※網掛け部分は指定管理者制度導入後の数値

基本方針Ⅹ 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する

スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

このようなスポーツの果たす役割を踏まえ、平成25年3月に策定した山形県スポーツ推進計画に基づき、自らが行う「する」スポーツの推進とともに、スポーツの観戦やスポーツボランティア、スポーツイベントへの参加等、「支えあう＝みる・支える・交流する」という多様なスポーツとの関わりを促進し、県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境の創出を推進します。

主要施策 19 生涯スポーツの推進

県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備を推進し、県民誰もが、興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツに親しめる環境を確保するとともに、地域住民の結びつきを強め、地域コミュニティの活性化を図る。

主な取組みと担当課（室）等

【担当課（室）等】

- ① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ② 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実・・【スポーツ保健課、生涯学習振興室】
- ③ 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備・・・・・・・・【スポーツ保健課】
- ④ 県スポーツ界における好環境の創出に向けたスポーツの推進・・【スポーツ保健課】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【①～④】生涯スポーツの推進

- 県民が気軽にスポーツに親しめる場としての総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援を行った。
- 総合型地域スポーツクラブが地域課題の解決に資する公益的事業に取り組めるよう、市町村との連携促進に向けた働きかけを行った。
- ライフステージに応じたスポーツ活動と愛好者の交流促進のため県スポーツ・レクリエーション祭を開催した。
- 専門的な技能を持ったスポーツ指導者を、県広域スポーツセンターHPの「リーダーバンクやまがた」に登録し、総合型クラブやスポーツ少年団、学校等の教室やイベントに派遣した。
- 放課後子ども教室の開催において、地域総合型スポーツクラブと連携して体験活動の充実を図った。
- 県内全ての市町村に総合型地域スポーツクラブが創設され地域住民が主体的にスポーツ活動やクラブ運営に参加する環境が整いつつある。
- 市町村事業の受託を目指す総合型地域スポーツクラブが増えた。受託事業の実施は、住民が総合型クラブを知るきっかけとなり認知度の向上につながっている。
- スポーツ・レクリエーション祭は毎年約2,500名の県民の参加を得ている。
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、学校の要望に応え、専門的スキルを有する指導者を派遣し、質の高い指導を行った。

- 持続可能な総合型地域スポーツクラブのためには自己財源の確保、会員の確保、活動場所の確保、人材の養成など多くの課題がある。
- 会員数が減少傾向にある。会員を増やすため活動プログラムの充実も必要だが、公益的な組織として会員外も含めた広く住民の参加を促すことも必要である。
- 県民のスポーツに親しむ気運のさらなる醸成を図るため、スポーツ・レクリエーション祭の在り方を検討する。
- 連携を一層密にして、放課後子ども教室におけるスポーツ体験活動の充実を図る。

関連データ（◇）

◇地域のスポーツ環境の整備

- ・総合型地域スポーツクラブの会員数

22,048人（H25）→20,679人（H29）

主要施策 20 競技スポーツの推進

県民に元気と明るい話題を提供する競技スポーツにおいて、本県関係選手が全国や世界を舞台に活躍できるよう、ジュニア期からトップレベルまで戦略的に競技力の強化向上を図る。

主な取組みと担当課（室）等 **【担当課（室）等】**

- ①ジュニア期からトップレベルに至る
戦略的支援の充実・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課、競技スポーツ推進室】
- ②競技力向上に向けたスポーツ環境の整備【スポーツ保健課、競技スポーツ推進室】
- ③全国規模の大会開催の推進・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課、競技スポーツ推進室】
- ④県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの
推進（主要施策 19 の再掲）・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課、競技スポーツ推進室】
- ⑤スポーツを通じた交流の促進・・・・・・・・・・・・・【スポーツ保健課、競技スポーツ推進室】

これまでの取組み（□）とその成果（○）及び課題（●）

【①】ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実

- 平成 21 年度から「山形県スポーツタレント発掘事業」として YAMAGATA ドリームキッズの発掘・育成に取り組み、274 人を認定し 113 人が修了している。
- YAMAGATA ドリームキッズ及び修了生から年代別日本代表に選出された選手や、国民体育大会及び全国高校総体等の国内主要大会で優勝・入賞する選手を多数輩出した。また、JOC エリートアカデミーに入校した選手や、プロ野球ドラフト会議で指名された選手を相次いで輩出した。
- 「山形県スポーツタレント発掘事業」において、YAMAGATA ドリームキッズの適性種目選択をより確実かつ早期に実現するためプログラム改善に取り組むと同時に、育成した修了生の情報収集と、将来的な県内回帰を見通した事業展開が必要である。

【②】競技力向上に向けたスポーツ環境の整備

- 平成 24 年から「指導者レベルアップ事業」として、オリンピック・国際大会や国体等で活躍が見込める 4 競技団体を抽出し、各カテゴリー日本代表・国内外トップレベルで活躍する企業チーム等の指導者等の下へ派遣して高いレベルのコーチング技術・知識・理論を習得させるため、指導者等を年 2 回派遣してきた。
- 本県独自で育成するターゲット競技の選手が、オリンピック等の国際大会や国体等の全国大会で活躍できるよう支援体制を構築する。そのため、スポーツ医・科学による支援強化を図るため、マルチサポートセンターを県総合運動公園内に設置し、アスリートの活動を支える環境として試行稼働を開始した。また、本県トップ選手 150 人を対象にフィジカル、メディカルのアスリートチェック事業を展開した。
- ルール改正に伴い審判員を派遣し、より早く本県に導入できた。また、対象競技団体の中で、インターハイ、国体での優勝や国際大会出場選手を輩出した。（スピードスケート・陸上競技）

- 専門スタッフや関係機関との連携により競技力が向上し、国体、インターハイの入賞数が増加した。また、鉄欠乏性貧血の早期発見、治療や競技特有の傷害を未然防止を図ることができた。
- 国民体育大会で高得点を獲得するためには、多くの競技が全国で戦える競技力を確保することやより高度な指導方法の導入、若手指導者等の育成が急務である。
- 31年度本格稼働に向けた専門スタッフ（県体育協会職員）と関係機関とより強固な連携を図りながらアスリートや指導者に対し効果的にフィードバックする必要がある。また、コンディショニングやドーピング防止の知識を高めるために関係機関と協力して適切な時期にセミナー等を開催し、周知・徹底を図ることで健全なアスリートの育成に繋げる。

【③】全国規模の大会開催の推進

- H27 全国中学校体育大会（ソフトテニス）、H28 全国中学校スキー競技大会、H29 全国高等学校総合体育大会を開催するとともに、各大会に向けた特別強化事業を実施した。
- 各大会において優秀な成績を収め、特に H29 全国高等学校総合体育大会では、入賞数 60 と、歴代 2 位の成績を収めることができた。
- 各強化事業で培った強化策をできる限り継承し、競技力を維持する必要がある。

【④】県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進（主要施策 19 の再掲）

【⑤】スポーツを通じた交流の促進

- 県スポーツ少年団による「日独スポーツ少年団同時交流事業」（主催：日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団、山形県体育協会、山形県スポーツ少年団）の開催
- 県障がい者スポーツ協会と共催し、毎年「障がい者スポーツ交流会」を実施している。
- H29 全国高等学校総合体育大会に向けて各開催地域の高校生が「高校生活動」として、総合開会式の準備、プレイベントの企画運営や出場選手への手作りお土産製作、大会期間中の補助役員、各駅や空港での案内係等を行い、選手や応援の方々との交流を図った。
- 両国スポーツ少年団の優れた団員、指導者の相互交歓により、我が国のスポーツ少年団の活動を活発化し、併せて将来における団指導者となるリーダーの研修が図られた。
- 障がい者アスリートを招聘し健常者との交流を促進した。
- 派遣参加者の拡大
- H29 より健康づくり推進課の事業「健康フェア」内での開催となり、どの時間帯にスポーツ交流会が組まれるかによって参加者数が大きく影響する。
- 開催地域高校生の澁刺とした活動により、選手及び応援の方々に本県らしいおもてなしをすることができた結果、各方面から称賛の言葉をいただいた。

関連データ (◇)

◇競技力の向上

- ・インターハイ入賞数
夏季 40 (H26) →60 (H29:南東北総体) →45 (H30)
- ・国民体育大会 天皇杯順位
30位 (H26) →34位 (H30)
- ・オリンピック・パラリンピック等国際舞台で活躍する選手の輩出
3人 (ロンドン(夏季)) →6人 (平昌(冬季))